

NPOと行政の共働マニュアル



平成26年4月

福岡市市民局 コミュニティ推進部 市民公益活動推進課

このマニュアルをお使いになる方へ

福岡市では、地域コミュニティ、NPO、ボランティア、企業、行政などさまざまな主体が、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄って共働しながら、豊かで住みよいまちを創り上げていくこととしており、各局区において、課題や事業の内容に応じて、それぞれ関連する主体との共働によるまちづくりを進めています。

特に社会課題の解決のために自主的・自発的に取り組むNPOと行政との共働については、平成20年度に「共働事業提案制度」を創設し、NPOと行政が適切な役割分担と対等なパートナーシップのもと、お互いの長所を生かしながら共働する取り組みを積極的に推進してきたところです。

NPOと行政とが、共働による取組みを効果的に進めるには、お互いの組織文化や、立場、特性の差異を理解し、認め合うことが大切です。しかしながら、NPOのみなさんからは、「行政との共働の仕組みや手続きが分かりにくい。」というようなご意見や、市職員からは、NPOや共働に興味・関心があっても、「実際にどうすればいいのかわからない。」等の声が聞かれていました。

そこで、今回、NPOと行政との共働に関する基本的な考え方や進め方を整理し、**NPOのみなさんと市職員が共働について理解を深めていただくことを目的に、このマニュアルを作成しました。**

共働の考え方や、方法、進め方はそれぞれの事業の内容や状況によって異なります。

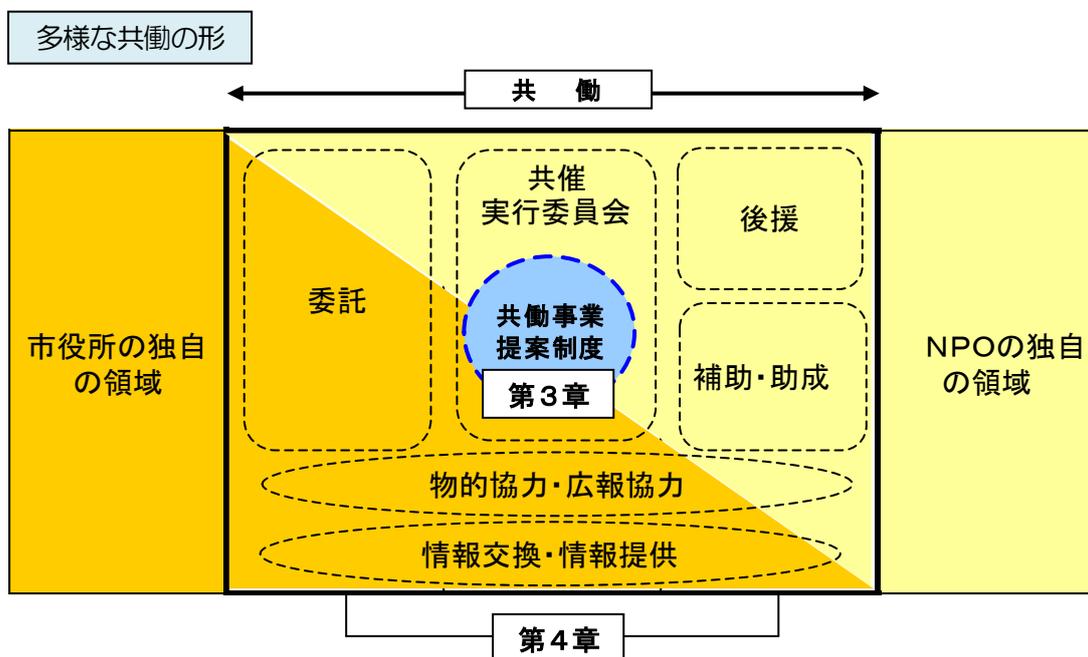
このマニュアルでは、多様な共働の形態の中でも、特にNPOと行政が対等な関係のもとに事業目的や目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実行委員会を組織して事業に取り組む「**福岡市共働事業提案制度**」による共働事業についての意義や進め方を、**第3章**で詳しく説明しています。

また、名義後援や情報交換・物的支援などの比較的ゆるやかな共働や、契約に基づく委託、行政がNPOに金銭的支援を行う補助等、**さまざまな共働の手法や進め方については第4章**で説明しています。

NPOのみなさんには、このマニュアルを活用し、行政との共働にぜひチャレンジしていただき、それぞれのミッションの効果的な実現や社会的評価の向上を果たしていただきたいと考えています。

また、市職員のみなさんには、これからの行政運営の基本姿勢である共働を、ぜひ日々の業務に取り入れていただきたいと考えています。

福岡市は、これからも「共働」による住みよいまちづくりを推進してまいります。



第1章 共働に関する基礎知識

1. 共働の定義は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 共働の背景は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 共働によって期待される効果は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 本市における共働の現状は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 お互いを理解する

1. NPOを理解しよう（NPOに関する基礎知識）・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. NPOの活動内容を知るには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 行政を理解しよう（行政に関する基礎知識）・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 共働事業を進めるにあたって

1. 福岡市共働事業提案制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
2. 共働事業の基本原則は（ポイント）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
3. 共働事業の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4. 課題や市民ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
5. 共働事業の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
6. 共働事業のパートナーの選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
7. 共働事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
8. 共働事業の振り返り、評価、見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 さまざまな共働の形態

1. 共働にいたる経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
2. 共働形態の選択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (1) 情報交換・意見交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (2) 事業協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - (3) 企画・計画立案への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - (4) 委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - (5) 共催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (6) 実行委員会・協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (7) 補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (8) 後援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第1章. 共働に関する基礎知識

1. 共働の定義は

共働とは、市民、NPO※1、企業、行政等、あらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、課題や目的を共有して、課題解決のために知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動することです。

※1. NPO (Non-Profit Organization) とは

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利団体」を広く指します。株式会社などの営利団体と違い、営利を目的とせず、市民が主体となって継続的、自発的に、社会的な使命の実現を目指し、不特定多数の者のために社会的な公益活動を行う組織や団体のことです。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」と呼んでいます。

2. 共働の背景は

(1) 市民ニーズの多様化と行政の限界

少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化により、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化しています。

また、地域における課題は、ますます複雑化・多岐化するとともに、深刻化する若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。こうしたなか、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界もあります。

平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。

また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。

加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等を理由として、財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。

(2) 市民意識の高まりと市民公益活動の活性化

地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、地域防災、まちづくりなど、自助・共助の必要性が意識されはじめ、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識は高まりつつあります。

また、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。

市民生活に根差したNPOは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができます。また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民の参加と参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの自主的・自発的公益活動の機運を生み出す存在でもあります。

3. 共働によって期待される効果は

共働により、市民、NPO、行政にとって、次のような効果が期待されます。

(1) 市民にとって

●市民サービスの向上

共働によって、これまでの市民サービスの見直しや改善、NPOの特性を活かした生活者本位のサービスの提供が促進され、きめ細やかで柔軟なサービスを受けることができます。

●活躍の場の創出

NPOの活動やNPOと行政の共働が推進されることによって、市民が公益的活動に参加する機会が増え、多彩な知識や経験を持った市民が活躍できる場や、活動の機会が広がります。

●市民参画の促進

市民が自発的、主体的にNPO活動に参加することを通じて行政と共働し、地域課題の解決に取り組むことにより、行政に対する市民参画の促進につながります。

●住民自治意識の向上・自治活動の促進

市民がNPOを通じて地域課題の解決に関わることで、市民にとって市政がより身近なものとして感じられ、市の施策に参画しやすくなるとともに、地域における自主的・自立的な課題解決能力が一層高まり、地域社会の活力が向上していくことが期待できます。

(2) NPOにとって

●団体の使命を効果的に実現

自らの特性を活かしながら、団体が持つ使命（ミッション）や目的を、より効果的に実現することができます。

●団体の組織力の向上

行政との共働により、積極的な情報公開や、報告書の作成、適正な会計処理等が求められるため、事務処理能力がアップし、団体の組織力向上につながります。

●団体の社会的評価の向上と活動機会の創出

団体の存在や活動内容が認知・理解され、団体の社会的評価が向上するとともに、財源などを得られることで、組織や財政基盤の強化、活動の活性化につながります。

また、地域住民からの理解が得やすくなり、活動の場が広がることが期待されます。

●団体のネットワークの拡大

行政との共働により、NPO同士、また地域団体や企業など他の団体との協力体制や連携が生まれ、ネットワークが広がることを期待されます。

(3) 行政にとって

●きめの細かい市民サービスの提供

柔軟な発想と多様な専門的なノウハウを持つNPOとの共働により、多様化する市民ニーズに対応した、きめの細かい市民サービスを提供することができます。

●地域課題の発掘

行政が捉えていない地域課題に早く気づき対応しているNPOと共働することによって、新たな地域課題を発掘し、施策に反映することができます。

●効果的・効率的な施策の実施

双方が持つ社会的な資源を有効活用ことができ、行政とNPO双方の特性を活かすことで相乗効果を発揮し、効果的・効率的な施策の実現が可能となります。

●職員の意識改革

異なる価値観や行動原理を持つNPOとの共働によって、職員が多様な発想・価値観を見出すことになり、職員の意識改革と資質向上、行政の体質改善につながる契機となります。

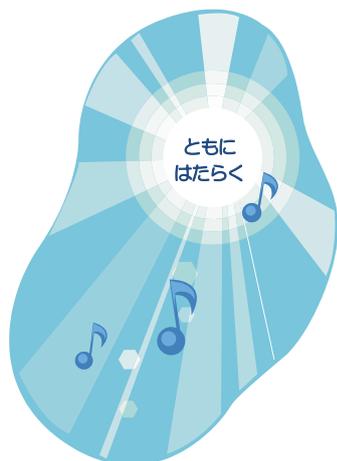
4. 本市における共働の現状は

(1) 福岡市における政策上の位置づけ（市民公益活動推進条例・市基本計画等）

本市においては、条例や各種計画に基づき、NPO等あらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たし、対等なパートナーシップのもとで共働するまちづくりを推進しています。

条例	内容
福岡市市民公益活動推進条例 [H17年4月施行]	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。</p>

計画	内容
第9次福岡市基本計画 [H24年12月策定]	<p>計画推進にあたっての基本的な考え方</p> <p>(1) 行政運営の基本的な方針</p> <p>① 市民との共働の推進（抜粋）</p> <p>だれもが住みやすいまちであり続けるためには、さまざまな課題解決に向けて、市政の主役である市民と企業、行政などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしていくことが不可欠です。こうした取組みには、福岡市を愛し、地域を育てる、情熱と地道な活動が必須であり、行政はこれらを下支えするため、市民、地域、NPO、企業、大学など多様な主体と対話し、相互に理解し、緊密な連携・共働を進めます。</p> <p>分野別目標（めざす姿）</p> <p>目標2 さまざまな支え合いとつながりができている</p> <p>地域コミュニティ、NPO、ボランティア、企業、行政などさまざまな主体が、それぞれの知恵やノウハウなどを持ち寄って共働しており、その相乗効果によってさまざまな社会課題を解決しています。</p> <p>施策2-4 NPO、ボランティア活動の活性化 《施策の方向性》</p> <p>市民が市民公益活動への理解を深め、自らがその担い手として自主的・主体的に参加できるよう支援するとともに、NPOの活動が社会で認知・理解され、多くの支援の輪が広がり、新しい公共の担い手として活動できるよう支援し、市民・NPO・行政などの共働による地域課題の解決を推進します。</p>



(2) 本市におけるNPOとの共働の現状

本市では各局区において、環境啓発や、子育て支援、里親制度の普及啓発活動、応急手当普及啓発等、事業の内容等に応じて、NPOへの委託、補助、共催、事業協力等、多種多様な共働を行っています。

●福岡市とNPO・ボランティア団体との共働の実績 平成24年度実績 (複数選択可)

(出典) 福岡県NPO・ボランティア団体との協働事業調査

共働形態	物的支援	実行委員会・協議会(※)	情報交換・情報提供等	補助	共催	委託	事業計画段階への参加	後援	アダプトシステム	その他
件数	41	34	22	21	31	23	4	18	2	13

(※実行委員会・協議会には共働事業提案制度による実施事業含む)



◆「きょうどう」は共働？ 協働？

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを指す「きょうどう」という言葉。一般的には「協働」と表記されています。

1970年代から神戸市などを中心に行政と市民の協働によるまちづくりが推進されてきましたが、協働の意義が改めて確認されたのが、阪神・淡路大震災でした。警察や消防機関による被災者救助が追いつかない中、市民や自治会、ボランティアなどの救援活動が積極的に行われました。この震災を契機として神戸市では地域全体の自律と連帯が不可欠であるという認識が広がり、自助・共助・公助による防災のまちづくりが推進されることとなりました。これは、市民が行政とともに地域の問題解決に向けて取り組む協働の意義が再確認され、その他の多くの市町村においても協働のまちづくりが一層推進されるきっかけとなったのです。

この「協働」という言葉。福岡市では「共働」という表記を使っています。福岡市では2003年(平成15年)3月に「福岡市 新・基本計画」(第8次基本計画)を策定しました。その中で、福岡市の基本的な都市経営の考え方として『福岡市は、「自由かつ達で人輝く自治都市」をめざし(目標の共有)、子どもも高齢者も、障害者も健全者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら(共生)、知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、**共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。**』と決めました。それ以降、福岡市において「きょうどう」というときは「共働」と表現しています。

第2章. お互いを理解する

共働を始めるにあたって、市職員は、NPOや共働についての理解を深めるとともに、NPOのミッション（使命）や活動内容等を知っておくことが大切です。

また、NPOのみなさんも、自分達の活動に関連する市の担当部署はどこか、現在市がどのような方針に基づき、どのような事業を実施しているのかをある程度理解しておく、共働の必要性や可能性を検討しやすくなります。

1. NPOを理解しよう（NPOに関する基礎知識）

（1）NPO（Non-Profit Organization）とは

NPOは、ボランティア団体や、市民活動団体など自主的・自発的に社会貢献活動を行う「民間非営利組織」を広く指します。NPOは株式会社などの営利企業と違い、営利を目的とせず、市民が主体となって継続的・自発的に、社会的な使命の実現を目指し、不特定多数の者のために社会的な公益活動を行う組織や団体のことです。

このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格（個人以外で権利や義務の主体となり得るもの）を取得した法人を「特定非営利活動法人（一般的にNPO法人）」と呼んでいます。

◆ボランティアとNPOはどう違うの？

ボランティアも自主的・自発的に社会貢献活動を行うという点では同じですが、ボランティアは「個人」を指します。ボランティア＝「個人」、NPO＝「組織」です。ボランティアとは「放っておけない」という気持ちから、自分で考えて自己責任で行動する個人のことです。そのボランティアが集まり、役員等の組織体制を整備し、規約を作り、事業計画や予算等のもとで、自発的・継続的に組織として社会貢献活動をする場合はNPOと呼びます。



（2）NPOの主な特性

①自主性・自発性

NPOは、社会的使命の実現に向けて、自らの価値観・発想に基づき、自らの責任で、自主的・自発的に社会貢献活動を行っています。

②機動性・迅速性

NPOは、制度的な枠組みや公平性にとらわれず、自己決定と自己責任に基づき行動することができることから、時機や状況に応じて直ちに取り組むことができます。

③先駆性

NPOは、独自の考えで自発的に行動できることから、行政が制度的には対応しにくい新たな社会課題に対し、先駆的な取り組みをすることができます。このような先駆的な活動の中には、後に社会の理解や賛同を得て行政によって制度化される場合もあります。

④柔軟性

NPOは、制度的な枠組みや公平性にとらわれることなく、自由な発想で、個々の課題に対し状況に応じた柔軟な対応をすることができます。

⑤専門性

NPOは、自ら設定したテーマに特化して取り組みを継続的に行うことで、その分野における専門的知識や実践経験が蓄積され、より専門的な取り組みが可能になります。

また、もともと専門知識を持った人材が、その専門性を生かすためにNPOを組織したり、NPOの活動に参加するケースも多くあります。

⑥多様性

NPOは、活動分野、財政や組織の規模、活動実績、事業の遂行能力はさまざまで、実施する事業の内容も多岐にわたっています。



◆NGOとは？

NGOとはNon-Governmental Organizationの略で、「非政府組織」と訳されています。

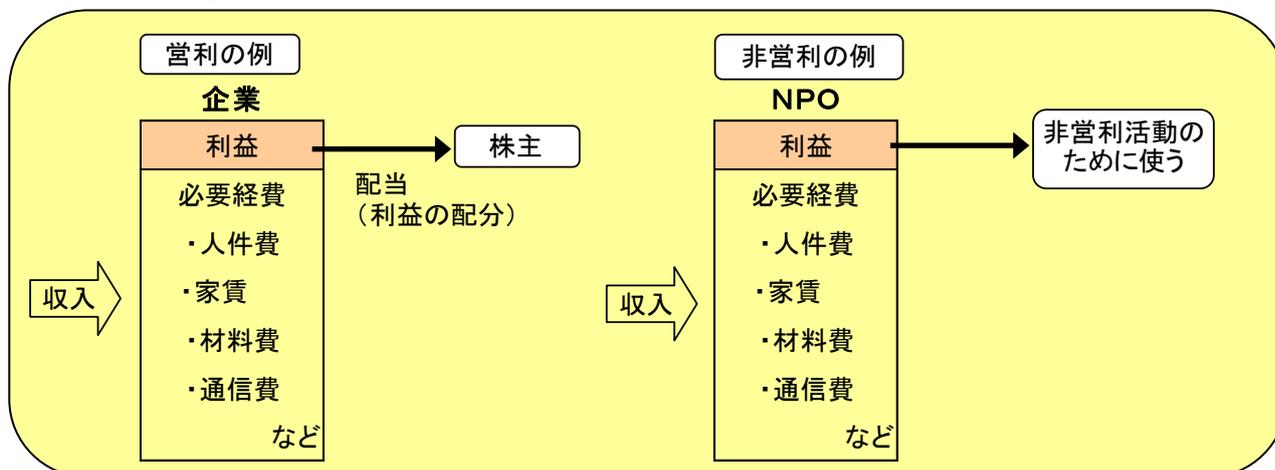
もともと国連の場で政府代表と区別するために使われ始めた言葉で、営利を目的としない国際協力などに携わる民間組織を指すことが多いようです。

NGOの活動は基本的にNPOと同じで、一般的に、国内で非営利の活動を行う民間団体をひろくNPOと呼び、そのうち海外支援事業など、国家や国境を越えて非営利の活動を行う民間団体が、NGOと呼ばれています。

(3) 非営利は無償か

「非営利」とは「無償」ということではなく、「収益はあげてもいいが、その収益を構成員で分配してはいけない」ということです。ですから、活動に対する対価をもらっても、収益事業を行っても構いません。そうやって生じた利益を次の非営利活動の資金に充てていきます。団体が、非営利活動を継続的、組織的に行うために活動資金を確保することは当然とも言えます。

※「営利」とは、団体の利益を役員や株主などの構成員で分配することです。



(4) 特定非営利活動促進法 (NPO法) とは

従来、ボランティア団体や市民公益活動団体は、法人格を取得することが困難だったため、団体としての法律行為を行うことができない等、様々な不都合が生じていました。

このため、こうした団体に比較的簡単な手続きで法人格を付与することにより、そうした市民公益活動を支援することを目的として、平成10年に制定されたのが、特定非営利活動促進法 (通称「NPO法」) です。

平成24年12月現在、全国で4万6千を超えるNPO法人が活躍しています。

(5) 特定非営利活動とは

NPO法における「特定非営利活動」とは、以下の2点(①、②)にあてはまる活動をいいます。

法律の名称に「特定」とついているのは、全ての活動分野を対象としているわけではなく、以下の①に示す20の分野に限定しているからです。

① 法で定める20分野のいずれかの活動に該当する活動であること

- ・ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・ 社会教育の推進を図る活動
- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 観光の振興を図る活動
- ・ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ・ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ・ 環境の保全を図る活動
- ・ 災害救援活動
- ・ 地域安全活動
- ・ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ・ 国際協力の活動
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ・ 子どもの健全育成を図る活動
- ・ 情報化社会の発展を図る活動
- ・ 科学技術の振興を図る活動
- ・ 経済活動の活性化を図る活動
- ・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ・ 消費者の保護を図る活動
- ・ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ・ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

② 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

(6) NPO法人は、認証した行政機関がお墨付きを与えているのか

NPO法人は、行政の「認証」という行為により設立されます。

この「認証」は、NPO法に基づき所轄庁が行うもので、所轄庁は団体の申請が、法に定める設立要件に適合すると認めるときには、認証しなければならないとされており、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

また、NPO法では、団体の資産や活動実績を認証の要件としていないことから容易に法人格を取得できます。したがって、所轄庁の認証によってその団体に、お墨付きを与えているわけではありません。

市民が行う自由な社会貢献活動は、行政による監督ではなく、市民によって選択・監視されることが望ましいとの考えから、NPO法ではNPO法人の情報公開を義務付けるとともに、縦覧・閲覧制度を取り入れており、NPO法人の信用・信頼は、それぞれの法人の活動内容の公開や、積極的な情報発信を積み重ねることによって、自らが築き上げることになっています。

(7) NPO法人の所轄庁は

平成24年4月1日から、主たる事務所がある都道府県知事が認証を行います。ただし、政令指定都市のみに事務所がある場合は、当該政令市長の認証になります。

福岡市内のNPO法人の認証状況

●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）数の推移 ※23年度までは福岡県認証法人

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (12月末現在)
NPO法人数	501	528	562	594	631	641

●市内に主たる事務所があるNPO法人（福岡市認証法人）の区別団体数（平成25年12月末現在）

	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	全市
法人数	94	122	202	87	34	66	36	641

資料：福岡市ホームページより

2. NPOの活動内容を知るには

NPOに関する情報収集の方法としては、次のような方法があります。

(1) 福岡市役所で閲覧する

NPO法人の活動状況については、毎年所轄庁への報告が義務付けられており、福岡市内のみに事務所を有するNPO法人については、市民局市民公益活動推進課で以下の書類を閲覧することができます。

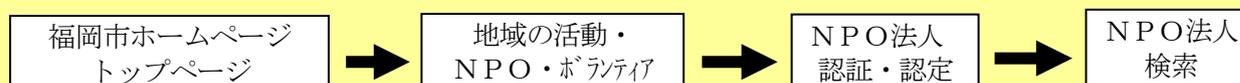
- (ア) 事業報告書
- (イ) 財産目録
- (ウ) 貸借対照表
- (エ) 活動計算書（収支計算書）
- (オ) 役員名簿
- (カ) 前事業年度の役員の氏名を記載した書面
- (キ) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の氏名、住所・居所を記載した書面
- (ク) 最新の定款
- (ケ) 設立・定款変更に係る認証書・登記に関する書類の写し

(2) 福岡市ホームページで検索する

福岡市ホームページ上では、市のNPO法人(申請中含む)を、活動分野やキーワードで検索することができます。以下に、市ホームページでの市内のNPO法人の情報の検索方法を載せていますので、NPO法人の情報をお探しの際は、市ホームページをご覧ください。

●福岡市のNPO法人検索

◆福岡市のNPO法人検索



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/lifeinformation/comm-volunteer-npo/npokensaku/index.html>

福岡市のNPO法人検索(福岡県・北九州市も含む)

活動分野

<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 国際協力
<input type="checkbox"/> 社会教育	<input type="checkbox"/> 男女共同参画
<input type="checkbox"/> まちづくり	<input type="checkbox"/> 子ども
<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 情報化社会
<input type="checkbox"/> 農山漁村・中山間	<input type="checkbox"/> 科学技術
<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化
<input type="checkbox"/> 環境保全	<input type="checkbox"/> 職業能力・雇用
<input type="checkbox"/> 災害救援	<input type="checkbox"/> 消費者保護
<input type="checkbox"/> 地域安全	<input type="checkbox"/> 市民活動支援
<input type="checkbox"/> 人権擁護・平和推進	<input type="checkbox"/> 条例で定める活動

団体名

所在地

キーワード

認証状況

認定状況

※旧制度(国税庁)による認定:平成24年3月31日までに国税庁へ認定申請した法人

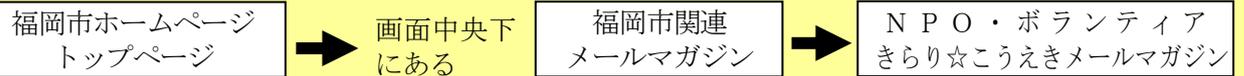
クリア
検索

(3) メールマガジンで情報を受け取る

福岡市市民局市民公益活動推進課が毎月1回(5日)お送りしているメールマガジン「きりり☆こうえき」では、市民公益活動推進課が行っているNPO・ボランティア等の市民公益活動の推進、NPOとの共働推進、NPO認証・認定に関する情報をお届けしております。以下に登録方法を載せていますので、興味のある方は是非登録して下さい。

●福岡市ホームページ福岡市関連メールマガジン検索

◆きりり☆こうえきメールマガジン登録方法



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kirarikoueki/mailmag.html>

▼ 福岡市関連メールマガジン(一覧をみる>>)

福岡市では、登録いただいた方にメールマガジンを配信し、様々な情報提供を行っています。皆様のご登録をお待ちしています！

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 1. 市政全般 | 7. 産業・ビジネス |
| 2. 防災・緊急 | 8. 港湾 |
| 3. 健康 | 9. 環境 |
| 4. 子育て | 10. 人権・男女共同参画 |
| 5. アジアとの交流・国際交流 | 11. レジャー |
| 6. 文化・芸術 | 12. NPO・ボランティア |

問合せ先

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課
 住所 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階
 電話 092-711-4927 (庁内専用線 1728、1729)
 FAX 092-733-5768
 e-mail : koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

(4) 福岡市NPO・ボランティア交流センター（あすみん）でNPOの情報を収集する

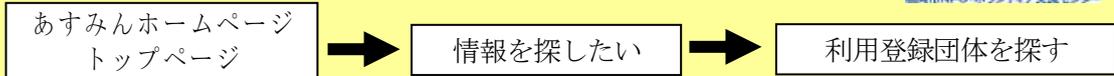
福岡市NPO・ボランティア交流センター（愛称：あすみん）では、あすみんの利用登録をしているNPO・ボランティア団体の情報をホームページ上で紹介しています。ホームページでは、「団体名」「活動分野」「活動地域」等で、団体を検索でき、団体の活動内容等を知ることができます。

また、あすみんが毎月2回(5日、20日)発行しているメールマガジンでは、NPO・ボランティアの活動に関心のある方を対象に、あすみんで実施されるイベントやボランティア募集の案内、登録団体からのお知らせなどの最新情報をお届けしています。その他にも、あすみんでは、NPO・ボランティアに関する各種講座や、相談業務も行っております。



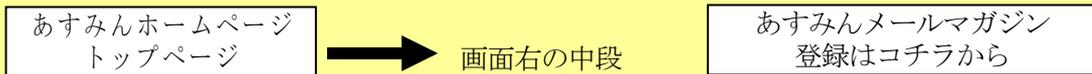
●あすみんホームページ検索

◆登録団体の情報の検索方法



<http://www.fnvc.jp/group/index.php>

◆あすみんメールマガジン登録方法



<http://www.fnvc.jp/mailMagazine/entry/index.php> ※携帯電話には対応していません。

ホームページトップ画面

福岡市 NPO・ボランティア交流センター「あすみん」公式ホームページ

ASUMIN WEB

お問い合わせ TEL:092-724-4801 FAX:092-724-4901
 (月-土 10:00-22:00, 日-祝日 10:00-18:00 毎月第4水曜日、年末年始は休館)

あすみんを
利用したい

情報を
さがしたい

基礎知識を
知りたい

あすみん
レポート

よくある
質問と答え

あすみんレポート
#51 あすみん★キッズDAY♪

あすみんでは、子どもたちにNPOやボランティアの活動を知ってもらい、親子で楽しめるイベントをNPOの皆さんとスタートします！
 第3回目 キーホルダーをつくろう
 アイロンビーズのワークショップ
 講師 CFS

あすみんナビ

あすみんを
利用したい
あすみんを利用するには

- ▶ あすみんとは
- ▶ センター概要/交通アクセス
- ▶ サービス(コア)案内
- ▶ 利用登録について
- ▶ イベント情報
- ▶ セミナールームの予約
- ▶ 施設利用様式ダウンロード

情報を
さがしたい
探している情報が見つかります

- ▶ 利用登録団体をさがす
- ▶ イベント情報をさがす
- ▶ ボランティア情報をさがす
- ▶ 助成金情報をさがす
- ▶ あすみん夢ファンド
- ▶ 福岡市からのお知らせ
- ▶ あすみん情報誌
- ▶ メールマガバックナンバー

基礎知識を
知りたい
基礎知識や疑問はここで解決

- ▶ NPOとは
- ▶ ボランティアとは
- ▶ NPOとボランティアのちがい
- ▶ 公益活動とは
- ▶ 相談してみよう
- ▶ NPO設立ガイド

あすみん夢ファンド
皆様のご協力をお願いします

あすみんセミナー
施設予約状況
セミナーの予約状況を確認

あすみん
メールマガジン
毎月2日発行 登録はコチラから

あすみんからのお知らせ
News & Topics 一覧はコチラ

イベント情報
Event Information 一覧はコチラ

【ニュース】「エコ発する事業」補助金 新規創設団体を募集します！

2/28 (倶楽部FUNN) 3月
3/2 勉強会:誰もかまわない社会を目指して

問合せ先

福岡市NPO・ボランティア交流センター あすみん
 住所 福岡市中央区大名2-6-4 6福岡市立青年センター5階
 電話 092-724-4801
 FAX 092-724-4901
 e-mail: info@fnvc.jp

(5) 福岡県NPO・ボランティアセンターで県内のNPOの情報を収集する

福岡県NPO・ボランティアセンターのホームページでは、福岡県内のNPO法人(申請中含む)、NPO・ボランティア団体の情報や各団体が投稿したイベント情報などを検索でき、さらにNPOの情報以外にも、社会貢献に関心のある企業の情報を検索することができます。

なお、福岡県NPO・ボランティアセンターでは、NPO・ボランティアに関する各種講座や、企業とNPOとの協働面談会などのイベントを実施したり、NPO・ボランティア団体の活動内容やNPOと企業、行政との協働事例などを紹介する「情報誌コンテ」や、企業との協働に積極的なNPO50団体を紹介する「ふくおかNPO50」を発行し、県内で活躍するNPO・ボランティア団体について県民の皆様幅広く周知しています。また、NPO法人の設立・運営などの各種相談にも応じています。

●福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ検索

◆福岡県内のNPO法人、ボランティア団体、企業等の検索方法

県ボランティアセンターホームページ
トップページ



画面左側にある

かんたん団体検索

http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/groups/search_detail

※こちらの検索画面では、活動分野、団体種別、主たる事務所所在地の市町村名等の項目から団体を検索できます。

ホームページトップ画面

◆福岡県NPO・ボランティアに関するイベント、県の施策など

県ボランティアセンターホームページ
トップページ



イベント情報

県の施策・取り組み

* 福岡県内のNPO・ボランティア団体のイベント情報 <http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/news/index>

* 福岡県の施策・取組 <http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/examples/index>

問合せ先

福岡県NPO・ボランティアセンター
住所 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎5階
電話 092-631-4411
FAX 092-631-4413
e-mail: nvc@pref.fukuoka.lg.jp

(6) 内閣府NPOホームページで全国のNPO法人の情報を収集する

内閣府のホームページでは、全国のNPO法人が検索できます。
NPOの基礎知識、NPO法人制度、関連施策などの情報も検索できます。

●内閣府ホームページ検索

◆全国のNPO法人の情報の検索方法

内閣府NPOホームページ
トップページ



画面中央
にある

団体検索
NPO法人ポータルサイト

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

ホームページトップ画面



3. 行政を理解しよう（行政に関する基礎知識）

（1）市の特性

① 公平性・平等性

行政サービスは、税金（公金）を財源とし、また、憲法において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められており、公平・平等が原則になります。そのため、行政区域全域に均等にサービスが行き渡ることが要求されます。

② 継続性・安定性

行政の収入は法令等に基づき徴収した税金であり、ある程度安定しており、法令や基本計画・実施計画等に基づいて継続的な公共サービスを提供しています。

③ 権力性

法令に基づく判断で市民に対して行動を規制、禁止したりする他、条例の制定等により罰則を含めた強制力を持っています。

④ 法令遵守

行政行動は、職員の恣意によってではなく、客観的な法令や、各種計画、それを実施するための予算等に基づき行われます。組織体制が明確である反面、職員個人の活動は制限的で、意志決定の機動性・迅速性に欠ける面があります。

⑤ 予算

予算は施政のために不可欠であり、予算無くしてあらゆる政策も執行不可能です。

予算は、一会計年度における地方公共団体の活動に要する経費とこれをまかなうために必要な財源の見通しをたて、その金額、目的等を定める計画であって、その地方公共団体の財政の目標となり、運営の指針となるものです。

予算には、以下の原則があります。

【予算の原則】

（ア）事前議決の原則

予算は、その地方公共団体の行政施策を明らかにするものであり、首長が調製し執行するものですが、その民主性を確保するために、一定の始期以前の勝手な執行を認めず、住民の代表による議会の議決を経て、始期と同時に効力を生ずるとするものです。この原則に従い、予算は年度開始前に議会に提出し、議決を経なければなりません。

（イ）会計年度独立の原則

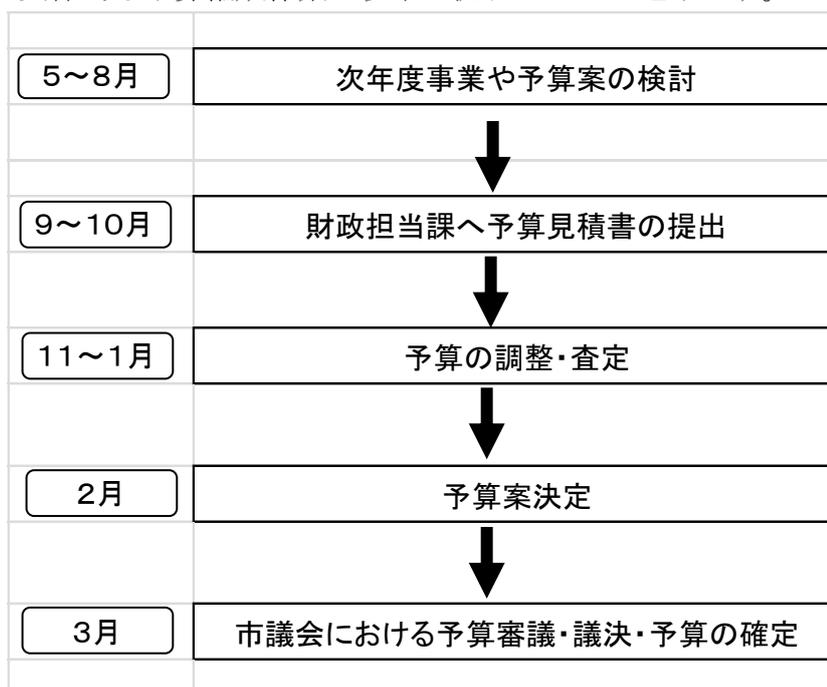
各会計年度における歳出は、一部の例外を除き、その年度の歳入をもって支弁しなければならないこと及び各会計年度において定められた歳出予算はその年度内においてのみ使用できることとなっています。つまり、他の年度にまたがって使用することを禁止するもので、予算における大きな原則とされています。

（ウ）予算公開の原則

民主的かつ能率的な行政の確保を図るためには、予算は、住民が十分にそれを批判あるいは監視することができるように、必要な情報として住民に提供され、理解され、その協力を得るものでなければなりません。このため予算案の公表や財政事情の公表を行うことにより住民に対し予算を公開することが定められています。

●予算編成の流れ

具体的な予算編成作業は以下の流れによって進みます。



⑥ 文書主義の原則

役所の手続きは「時間がかかる」「提出書類が多くて面倒」等のイメージがあると思われませんが、それは、役所の「文書主義」によるものとも言えます。

「行政は文書に始まり、文書に終わる。」と言われるように、役所は行政事務を適正、確実に処理し、その過程を保存するために、文書を用いることを基本としています。文書主義の原則は、行政の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要なのです。

行政業務を行う際は必ず「文書」に記述して決裁を行うことではじめて行動を行うことを原則としています。このため、行政が何らかの意思決定を行った場合には必ず文書に記録され、保管され、その文書を見れば行政の意思決定過程がわかるという仕組みになっています。

文書の取り扱いについては、福岡市公文書の管理に関する規則及び福岡市公文書規程で定められており、文書の処理はこれらの規程に基づいて行います。

(2) 市の情報（施策・計画・統計資料）

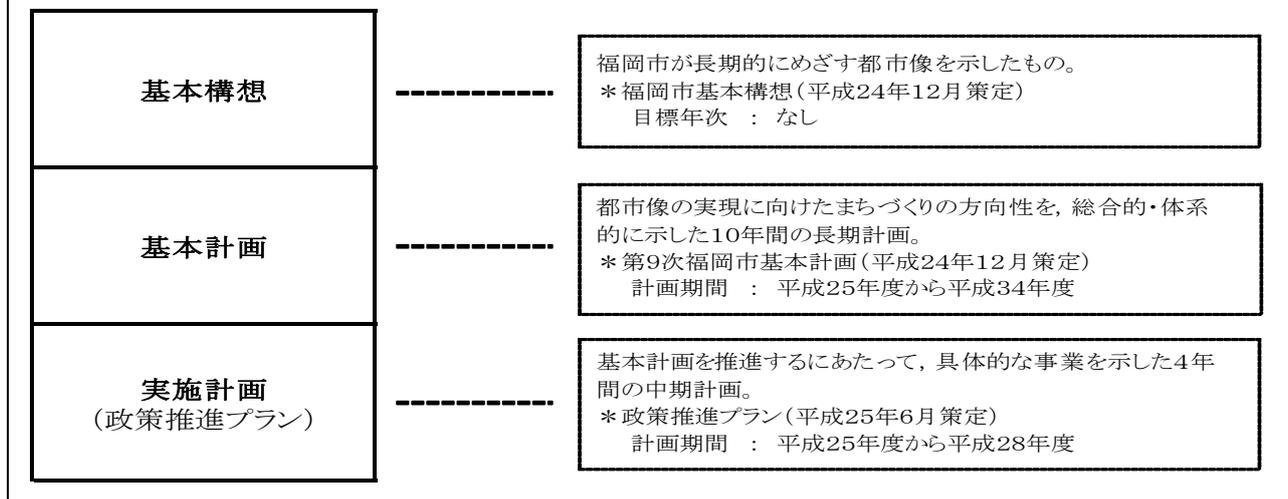
NPOが市との共働を検討する場合、相手となる市の情報を理解しておくことが大切です。なぜなら、行政は組織の方針に基づき事業を実施しているため、市の方針・方向性と相容れない場合は、共働することができないからです。

そのため、NPOは、自分達の活動に関連する部署はどこか、現在市がどのような方針に基づき、行政課題に対してどのような事業を実施しているかを、ある程度理解しておく必要があるのです。

● 総合計画の体系

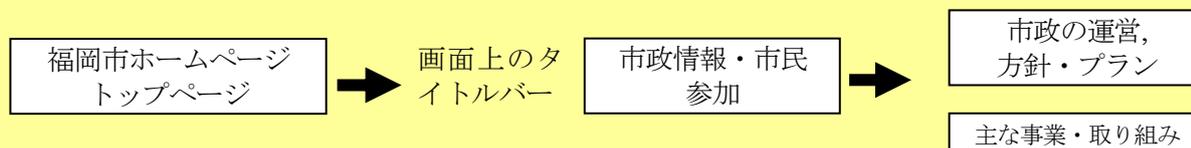
福岡市総合計画は、福岡市における将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つから構成されています。

福岡市では、昭和62年に策定した「福岡市基本構想」、および平成15年に策定した「福岡市 新・基本計画（第8次基本計画）」を見直し、新たな時代にふさわしい今後の都市経営の方向性を示すために、平成24年12月に新しい基本構想、基本計画を策定しました。また、今後4年間（平成25～28年度）に実施する具体的な施策を示した実施計画を平成25年6月に策定しました。



福岡市基本計画や各種指針、市政運営方針等は市ホームページで確認することができます。

◆ 福岡市基本計画 各種計画・指針



市政運営方針

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei-houshin-plan/shiseiunei/index.html>

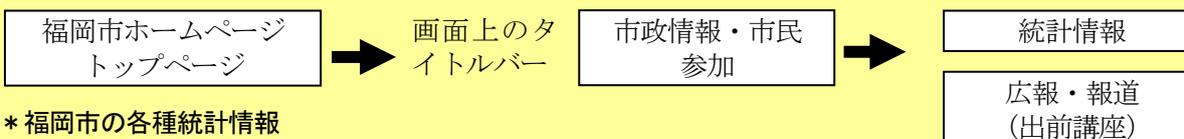
* 各種計画・指針

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei-houshin-plan/keikaku-shishin/index.html>

* 主な事業・取り組み

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/jigyuu-torikumi/index.html>

◆ 各種統計情報



* 福岡市の各種統計情報

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/toukei/index.html>

* 出前講座（市の職員が地域に伺い、市の取り組み等を説明する「出前講座」を行っております。）

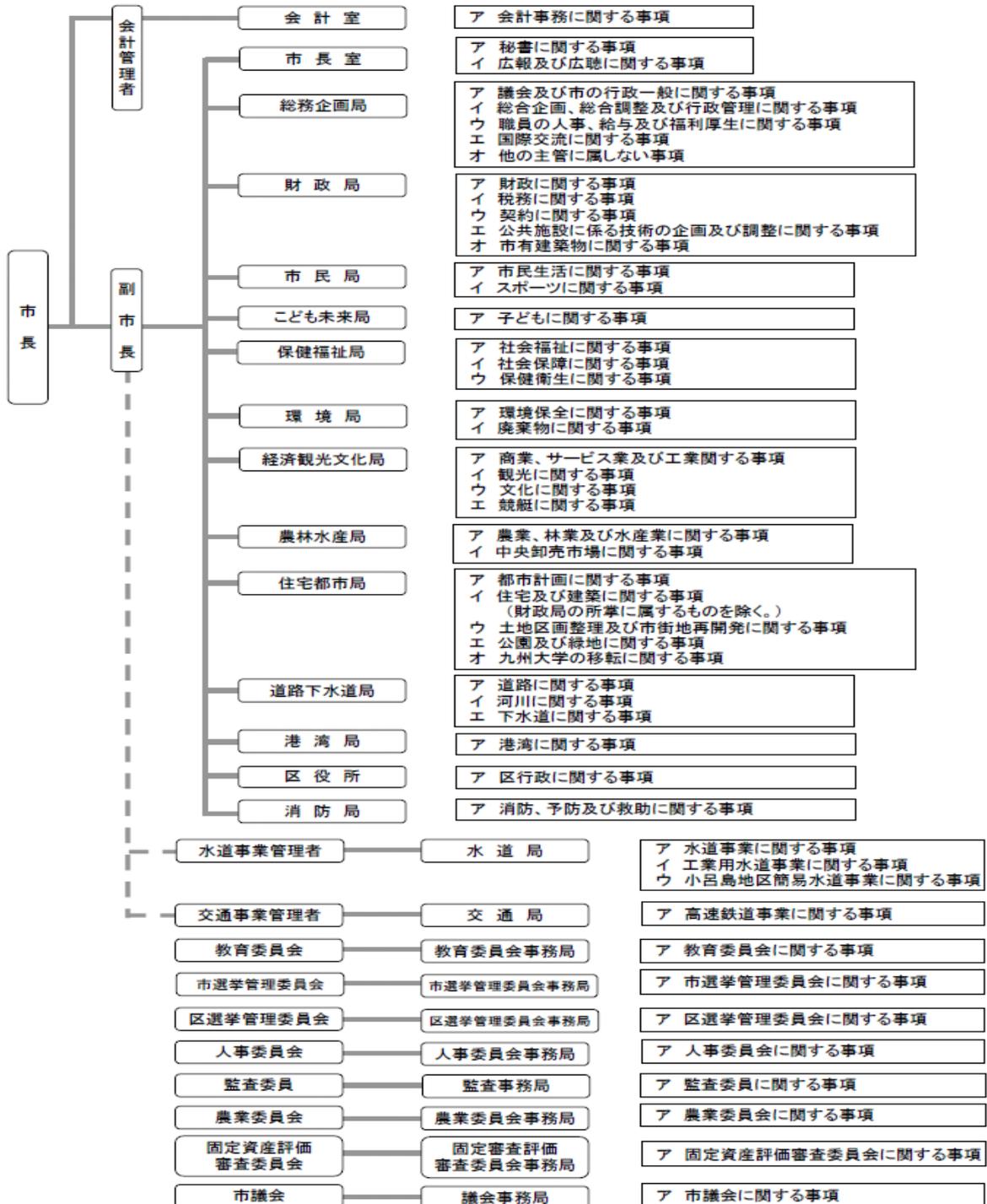
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/demaekouza/index.html>

(3) 市の組織図

NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。
 事業を行うにあたって、どこに相談に行ったらいいの？自分達の団体の活動に関連のある事業を実施している部署はどこなのか？

下記の市の組織図を参考にして下さい。

平成26年度 福岡市の組織



◆福岡市の組織一覧



福岡市の「組織一覧」から、各局各課の担当の電話番号、業務内容を確認することができます。
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soshiki/index.html>

第3章. 共働事業を進めるにあたって

共働には様々な形態があります。情報交換や物的支援などの比較的ゆるやかな共働から、契約に基づく委託や、共催、行政がNPOに金銭的支援を行う補助等、事業目的や内容によって、最も効率的で効果的な共働の形態が考えられます。

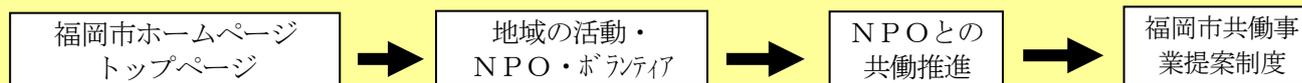
第3章では、このような多様な共働の形態の中でも、特にNPOと行政が互いに理解し、対等な関係のもとに事業目的・目標を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実行委員会方式の共働形態により事業に取り組む「福岡市共働事業提案制度」の事業（以下「共働事業」と呼びます。）をもとに、その意義や手法、留意点について説明します。

1. 福岡市共働事業提案制度とは

「福岡市共働事業提案制度」とは複雑化する社会問題や地域課題に対して、NPOと市が共働で事業に取り組むことにより、きめ細やかな市民サービスを提供し、地域課題などの効果的・効率的な解決を図ることを目的として、平成20年度に創設しました。

※福岡市共働事業提案制度について詳しくはこちらをご覧ください。

◆福岡市共働事業提案制度



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyoudou/teiannseido.html>

①共働事業提案制度の概要

この制度は、市内のNPOから事業の提案を募集し、公開プレゼンテーションなども含めた審査・選考を行い、採択された事業について、翌年度にNPOと市が経費負担割合（市が負担する経費は総事業費の5分の4以内）や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、双方で実行委員会を組織して共働で実施するものです。

「共働事業提案制度」を通して、市職員一人ひとりが、常に共働の視点を持って仕事に取り組むことにより、将来的には、各局区において、NPOとの共働が日常的・自発的に行われることを目指しています。

②制度のポイントと効果

●委託でも補助でもない「ともにはたらく」共働

この制度が目指す共働は、委託や補助とは異なり、企画段階からNPOと行政が思いを共有し、お互いの特性を生かして共働することで、行政が捉えていない市民ニーズや課題を先駆的に発掘し、その課題解決を可能にしています。

また、共働事業の実施を通して、NPOが公共の担い手として市民に認知されるとともに、市職員にとっても新しい事業手法のノウハウが蓄積され、意欲の向上や意識改革にもつながっています。

●提案審査・事業評価のプロセスが充実

採択事業の選考や実施事業の評価の過程で、市民に公開でプレゼンテーションを行っています。実施事業の評価は、「共働のプロセス」と「事業の成果」の2つの視点で行い、事業の最終評価は市ホームページで公表しています。提案審査や事業評価の過程における市民参加と情報公開のプロセスは、市民から高い評価を得ています。

2. 共働事業の基本原則は（ポイント）

NPOと行政が共働事業を進める際には、次の基本原則（ポイント）についてお互いに理解しておく必要があります。

（1）目的・目標の共有

共働事業の目的は、地域課題を解決することであり、共働は課題を解決するための手段の一つにすぎません。お互いに「目的」を共有できた時にはじめて共働が成立します。

そのため、何を解決するために共働するのかという「目的」を共有し、共働事業の実施によって達成しようとする「目標」（なにを、どのくらい、いつまでに）を明確にし、共有しておく必要があります。

【ポイント】

●解決しようと考えている課題が一致していること。

一見すると、同じように見える取り組みも、「目的」が同じであるとは限りません。そのような場合は、共働をはじめても、うまくいかない可能性があります。解決しようとする課題について、双方が十分に話し合っ、共通の認識を持って取り組むことが重要です。

●実施しようと考えている事業の認識（規模・期間・対象範囲等）が同じであること。

双方が協力して行うため、両者が考えている事業の認識がある程度一致している必要があります。両者が考えている事業の内容、規模、期間、区域等の認識が一致していないと、事業の途中で大きなずれが出てしまう恐れがあります。

●最終目標が一致していること。

共働事業終了時の最終目標として思い描いている姿が、双方異なる場合、共働終了時に「こんなはずではなかった」ということになりかねません。そのため、事業をはじめる前に、協議を重ね認識を合わせておく必要があります。

（2）相互理解

NPOと行政は、それぞれ異なる特性を持っており、お互いを補完したり、お互いの特性を活かすことで相乗効果が生まれ、単独で実施するよりも大きな事業効果が期待できます。

そのため、お互いの立場や特性、長所や短所を理解し、その違いを尊重し、価値観等の押し付け合いとならないよう配慮が必要です。

【ポイント】

●NPOを理解していること。

NPOはそれぞれのミッション(使命)を持ち、独自の価値観に基づいて自主的・自立的に活動しています。NPOの特性を理解し活かすことができれば、事業内容や協力の仕方によって共働関係を築くことは可能です。（「第2章 1. NPOを理解しよう(5ページ)」参照）

●行政を理解していること。

NPOから見ると行政は、すぐに行動できなかつたり、柔軟性が欠けていたり、文書が多く、やりにくいと感じることもあるかと思われます。しかし、そうした行政の仕組みを理解しておくと、共働事業を効果的に進めることができます。

また、行政は法律や条例、各種計画に基づき施策を進めています。そのため、NPOは市ホームページで関係分野の基本計画を調べたり、担当部署の施策を確認する等によって、その内

容を理解することが大切です。NPOの活動と、行政の施策を比べることで、共働できる部分や、相談のタイミングが見えてくる等、ヒントが見つかる場合があります。

(「第2章 3. 行政を理解しよう(13ページ)」参照)

●十分な話し合いの機会を持つこと。

PDCA※2のそれぞれの段階で話し合いの場を持ち、お互いの理解を深めていくことが大切です。

※2. PDCAとは

事業を円滑に進めるための手法の一つ。PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価・検証)、ACTION(行動・改善・見直し)の頭文字をとったもの。具体的には、業務計画の作成、計画に則った実施、その結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることができる。

(3) 対等の関係

NPOと行政が、双方の特性を認識し、尊重し合いながら、対等の関係のもとで共働を進めていくことが大切です。

【ポイント】

●双方に実施メリットがあること。

共働する相手にはない資源や特性をもっており、双方に共働による実施メリットがあることが大切です。双方に実施メリットが見出せないにもかかわらず、これまでの関係性やお付き合いで共働を行うと、対等な関係を築くことは難しくなります。

●どちらか一方に依存せず、双方が自立していること。

対等な立場で、共働するためには、依存の関係ではなく、双方が自立していることが大切です。

(4) 役割分担と責任範囲の確認

NPOと行政の双方が、それぞれの特性を発揮できるよう、事業をはじめる前に、適切な役割分担と責任の範囲を、双方合意の上確認しておくことが大切です。その際、思い違いが生じないように、必要に応じて、それらを協定書や覚書等文書で明確化しておく必要があります。

【ポイント】

●お互いの責任範囲を明確にしていること。

事業をはじめる前に、期限や、役割分担、経費負担、責任の所在をはっきりと決めておくことが重要です。

事業実施上のサービスの受け手や第三者への損害や想定されるリスクへの対応について、お互いの責任範囲を協定書等により明確にします。

●想定されるリスクの例

実行委員会、共催等により事業を実施する場合に想定されるリスクとして、例えば以下のようなリスクが考えられます。

- ・現金等の管理におけるリスク（現金、通帳等の紛失、盗難など）
- ・情報管理におけるリスク（個人情報やデータ等の流出、盗難、喪失、破損など）
- ・ボランティアに関するリスク（ボランティアが事故等の加害者あるいは被害者になるなど）
- ・労務管理におけるリスク（スタッフが怪我をするなど）



◆ボランティア活動保険への加入

「ボランティア活動保険」とは、ボランティア個人・グループ等が申込者となり、ボランティア個人等を被保険者として、社会福祉法人全国社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体保険です。ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者のケガや賠償責任等について補償します。

くわしくは、全国社会福祉協議会のホームページ (<http://www.fukushihoken.co.jp/>) で確認して下さい。

「ボランティア活動保険」の加入手続きは、お近くの社会福祉協議会にご相談・お申込みください。

名 称	住 所	電 話 番 号
福岡市社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ2階	(092)713-0777
東区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市東区馬出5-40-11 箱崎前田6ビル3F	(092)643-8922
博多区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市博多区博多駅前2-19-2 4博多区保健福祉センター3階	(092)436-3651
中央区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市中央区大名2-5-31 中央区役所1階	(092)737-6280
南区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市南区塩原3-25-1 南区役所別館1階	(092)554-1039
城南区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市城南区鳥飼5-2-25 城南保健所1階	(092)832-6427
早良区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市早良区百道1-1-1 UMIBE B.L.D 1階	(092)832-7383
西区社会福祉協議会 ボランティアセンター	福岡市西区内浜1-7-1 北山興産ビル1階	(092)895-3110



(5) 公開性・透明性

共働事業は行政の公の資源を活用するため、公正で透明性を確保した手続きで進め、NPOと行政の双方が常に情報を公開し、市民に対する説明責任を果たす必要があります。

共働事業の相手先の選定過程や、事業の進捗状況、成果の振り返り等の情報を公開し、透明性を確保することで、共働事業に対する市民の関心を高め、多くの市民の理解を得る効果が期待できます。

【ポイント】

●NPOと行政の双方が情報発信すること。

行政と共働する場合は、公の資源を活用するという自覚と責任を持ち、行政だけでなくNPOも自ら事業に関する情報を積極的に発信することが大切です。

●相手先の選定過程を公開していること。

選考方法、審査基準、審査結果等、選考の過程を明らかにし、ホームページ等で市民に公開しましょう。

●事業内容を公開していること。

共働事業の内容について、どこが、どのような内容で行っているのかを市民に公開しましょう。例えば、ホームページ等で、実施者、目的、事業内容、経費等を公開することが考えられます。

●事業の進捗状況を公開していること。

事業がどのように進んでいるのか、途中経過を、市民に公開しましょう。例えば、受益者や関係地域への経過報告会を開催したり、ホームページに掲載する方法などが考えられます。

●事業報告を公開していること。

事業終了後には、事業実施の成果等について、市民に公開しましょう。例えば、成果報告会を開催したり、ホームページに掲載する方法などが考えられます。

(6) 成果の振り返り・評価

共働事業では、異なる複数の主体が対等な立場で事業に取り組むことから、PDCAサイクルでの事業展開を進めることが特に重要となります。

実施過程と事業終了後に、個別、双方又は第三者を加えた振り返り・評価を行い、共働事業により達成できたこと、できなかったこと等、課題を抽出し共有することで、その解決策を検討し、事業に反映させていくことができます。

【ポイント】

●振り返りの場をつくっていること。

事業の進め方、課題、成果等を、NPOと行政の双方で振り返りを行うことが大切です。時期としては、「事業実施前」「事業実施途中」「事業終了後」が考えられますが、事業の内容や状況等に応じて振り返りを行いましょう。

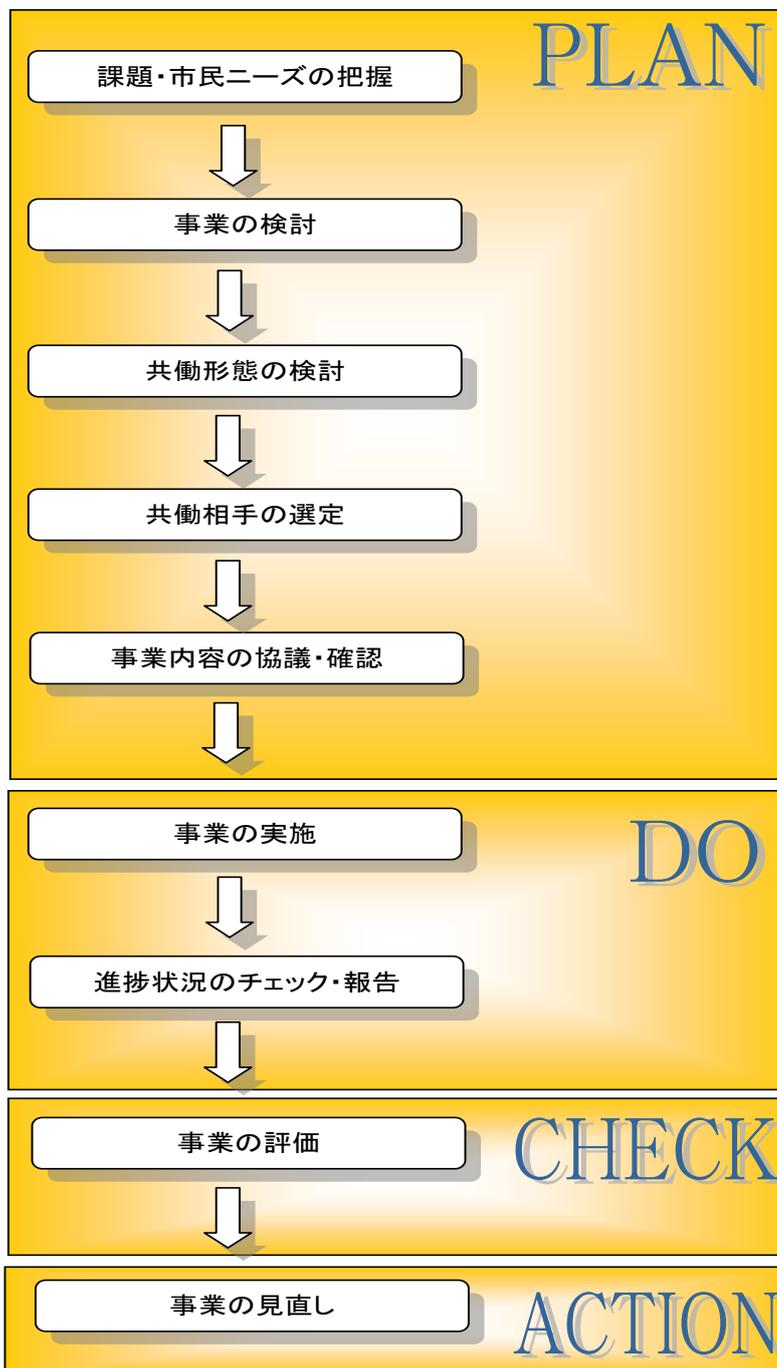
※振り返りや評価の方法としては、例えば、個別、双方での自己チェック、第三者による評価のほか、参加者アンケートによる事業の満足度を、評価として活用することも考えられます。

●振り返りから明らかになった課題や成果を次の展開に活用すること。

NPOと行政の視点等の違いから、双方の振り返りの結果が異なることがあります。そうしたときには相違点を確認し、お互いの認識を共有化することで、課題や改善策を明確にして、今後の展開につなげていくことが大切です。

3. 共働事業の基本的な流れ

共働事業を進める一般的な流れは次のとおりです。事業に取り組むときは、漫然と事業を実施するのではなく、PDC Aサイクルの流れを踏み、次の事業に活かしていくことが大切です。



◆共働事業は「共感」から始まる！



立場も特性も異なるNPOと行政が、お互いの思いに「共感」し、課題や目的を「共有」することから共働は始まります。課題や目的の共有のためには協議にも十分な時間をかける必要があります。時にはお互いの企画がそのまま実施できないこともあるでしょう。客観的な対話を行いながら、手間と不自由さにチャレンジすることで、双方の強みを生かした共働事業が生まれるのです。

4. 課題や市民ニーズの把握

日頃からNPOとの情報交換、意見交換等を通じて、地域課題や市民ニーズを把握しておきましょう。NPOはさまざまな分野において、問題意識を持ちながら社会や地域の課題解決に向けた活動を行っており、活動分野における専門的な知識や経験が豊富で、当事者性も備えています。事業を始める前の準備段階で、NPOに意見を聞き、市民ニーズの本質や地域の現状を把握しておくことも有効です。

例えば、交流会や意見交換会を開催して、NPOから意見を聞く、審議会や懇談会等において意見を聞く等が考えられます。

【ポイント】

●相談にのってもらったNPOと共働するの？

準備段階で意見をもらったり、相談に乗ってもらったNPOが事業の共働相手として選定されるとは限りません。基本的に共働相手は、公平・公正に選考されるべきものだからです。NPOに意見を聞く場合は、誤解が生じないように、NPOにもその点をきちんと伝えておきましょう。また、NPOの資産である知識やアイデアを行政が無償で利用することがないように、注意しましょう。

●NPOから企画案が持ち込まれた場合にどう対処するの？

NPOから課題解決のための企画案や相談などが持ち込まれることが多くなっています。これは市政にNPOの企画を取り入れる良い機会と考えましょう。提案内容によっては、政策立案や業務改善のきっかけになります。

ただし、提案内容が専門性・先駆性等NPOの特性を生かしたものであるか、これまでの事業をより充実させることができるか、共働事業として進めていくことが市民サービスの向上につながるかなどについてよく検討することが必要です。

(※次ページからの「共働事業の検討」、「共働事業のパートナーの選定」を参考に検討してください。)



◆あすみんがお役に立ちます！

福岡市NPO・ボランティア交流センター「愛称：あすみん」(10 ページ参照)は、さまざまな分野のNPOが利用しており、NPOの情報が蓄積されています。

また、大学生のボランティアグループやCSR(社会貢献)に取り組む企業なども「あすみん」を利用されています。

- うちの課の事業について、NPOの意見を聞きたい！
- こんな活動をしているNPOを紹介してほしい！
- 社会貢献に熱心に取り組んでいる企業が知りたい！
- 市民参加のイベントを実施するので、団体の出展やボランティア募集に協力してほしい！

そのようなときは、お気軽に「あすみん」にご相談ください。



5. 共働事業の検討

(1) 現状把握、課題整理、事業目的等の検討

共働事業の検討には、「既存の取り組みや事業を見直し発展させる場合」と「共働により新たな仕組みや事業を起こす場合」が考えられますが、いずれの場合も、その事業について、①現状把握、②問題点の整理、③事業目的、④成果目標の設定を明確にした上で、共働が適しているかどうかを検討する必要があります。

●検討項目（例）

検討項目（例）	事 例
① 現状把握	事業を始める前には、まず事業に関わる状況や背景などの現状を把握します。
② 問題点の整理	現状把握によって判明した問題や現状に対する市民ニーズを整理し、問題点を抽出します。
③ 事業目的	整理された問題点に対して、どの様にしたいのか、また、どのような状況が望ましいと考えられるのか等、実現しようとする事柄を明確にします。
④ 成果目標の設定	実現しようとする事柄となる事業目的について、いつまでに、どの程度まで実現させるのかを設定します。

(2) 共働事業により効果が期待できる事業

NPOと行政は、ともに公益・非営利の領域で活動していますが、すべてが相互に協力できる事業ばかりとは限りません。

そこで共働事業の検討にあたっては共働に適した事業かどうか十分検討する必要があります。

共働に適した事業とは、NPOと行政がお互いの特性を活かし、協力して事業を実施することにより、市民サービスの質や量の向上が見込める事業です。

以下の表に、共働により効果が期待できる事業の例をあげていますので、事業の参考にして下さい。

●共働により効果が期待できる事業（例）

事業（例）	備 考
地域の実情に合わせる必要がある事業	NPOは、地域社会の課題を自ら解決するために活動しています。特に地域密着型の活動を行うNPOは、地域特性を熟知しており、その地域に対して行政が実施する事業で共働したり、NPOの自主的な取り組みを行政が後押ししたりすることで相乗効果が期待できます。
迅速性や機動性が求められる事業	行政だけでは十分に対応しきれない事業は、NPOとの共働によって、迅速で、機動的な対応が可能になります。
これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業（行政単独では対応しにくい先駆的な事業）	NPOは、自発的な活動を行うことから、新しい社会課題に先駆的に取り組んでいる場合があります。このような行政単独では対応しにくい分野において、先駆的に活動しているNPOと共働することで、効果的な事業実施が可能になります。
高い専門性が求められる事業	NPOは、特定の分野を対象に継続的な活動を行い、専門知識やノウハウを蓄積している場合があります。共働することで、NPOの専門性を発揮し効果をあげることが期待できます。
個々のニーズへの柔軟な対応が求められる事業	行政は公平性を求められるため、多様化・複雑化する市民ニーズに個々に対応することが困難な場合があります。NPOと共働することで、個々のニーズに対応した柔軟なサービスの提供が期待できます。
多くの市民の参加が求められる事業	NPOは、多彩なネットワークを有し、また、多くの市民が活動に携わっていることから、イベントや啓発活動等においては、それらの特徴を活用することで、広く市民の参加を呼びかけることができ、市民の市政への参加が期待できます。

6. 共働事業のパートナーの選定

(1) NPOの情報収集

行政がNPOとの共働事業を実施しようとしても、共働相手として適応するNPOが存在しなければ、事業実施は不可能ですし、NPOであればどこでも良いというわけではありません。そのため、日頃から自分の部署に関係するNPOに関する情報を収集しておくことも大切です。また、既にNPOと共働事業を実施したことがある担当課に聞いてみたり、ホームページやパンフレット・機関誌等から情報を収集する事も出来ます。近頃は、さまざまなNPOの活動について新聞紙面に取り上げられることも多いので、日頃から気にかけておくことも必要です。

なお、NPO法人の活動状況については、毎年所轄庁への報告が義務付けられており、市認証のNPO法人については、市民公益活動推進課で事業報告書等を閲覧することができることになっています。

* NPOの情報の収集方法については、「第2章 2. NPOの活動内容を知るには(8ページ)」をご覧ください。

(2) 適切な共働相手の選定

NPOは、活動分野や活動内容、財政規模、組織規模等、多種・多様な団体が存在しているため、共働事業を効果的に進めるためには、何のために共働するのかを明確にした上で、最もふさわしいNPOを共働相手として選定する必要があります。

共働相手を選定する基準や方法は、選択した共働方法、事業の場面によって異なりますが、共働相手の選定基準の項目例としては、例えば、団体に関する基準と、事業内容に関する基準が考えられます。それぞれの事業の内容や選択した共働方法等により、これらの項目の中から適当な項目を選び、あるいは新たな項目を追加し、選定基準を明確にします。その上で、事業実施能力や、運営状況などを検討し、共働事業を着実に進め質の高いサービスが提供できるNPOを選定していく必要があります。

【参考】「共働事業提案制度」では、「NPO等の実施能力」、「共働の必要性」、「事業の実現性」の3つの視点で審査しています。

●共働事業提案制度の審査基準(例)

項目		審査に当たってのポイント
NPO等の 実施能力		[事業実施能力] ・行政との共働事業経験の有無。 ・年間を通じ、継続的かつ安定的に事業を行っていること。 等
		[運営状況] ・収支状況が健全であるか。(例：収支が赤字でない、収入の内訳の状況(事業収入、会費収入、寄付収入)等) ・毎事業年度、規約・定款等に則り予算・決算を行っているか。 ・活動が広く市民(社会)に支持されているか。(例：年間寄付額等) 等
		[情報公開] ・NPO等が自ら、事業報告書、決算状況、活動状況等の情報の公開を積極的に行っているか。また、公開している情報の内容。 等
		[組織体制] ・専従職員がいるか。 ・多くの会員により活動の支持を受けているか。 等
共働の 必要性	課題の 把握	[ニーズ性] ・的確に課題(ニーズ)を把握し、課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。 ・課題は客観的な数値データや事例に基づいており、福岡市の特性を踏まえたものか。 ・提案事業は、不特定多数の市民の利益の増進に寄与するなど、公益性の高い事業であるか。(対象者は何人か。事業回数は何回か。) 等

共働の必要性	共働の有効性	[共働の手法] ・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。既存の類似事業と何が違うのか。 ・地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。 ・単なるイベントや調査研究事業になっていないか。 等
	役割分担	[役割分担の妥当性] ・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。また、行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。 等
	事業効果	[相乗効果] ・提案団体と市が共働することにより、事業効果(お互いを補完したりお互いの特性を発揮することにより、効果的な実施が可能となること、費用対効果等)が期待できるか。 [市民満足度] ・市民満足度が高まり、具体的な効果・成果(質の高い又は多様なサービス等を受けることができる等)が期待できるか。 等
事業の実現性	企画力	[団体の企画力] ・課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか(予算見積もりを含む) ・事業の実施方法、実施体制、実施スケジュール、予算積算等は適当か。 等
	実現性	[計画の実現性] ・計画どおりに実施が可能であるか。 ・事業に積極的に取り組む意欲や熱意があるか。 ・地域住民等の理解を得られているか。法的な問題等により実現困難となっていないか。 ・団体の能力・規模と事業が合っているか。(団体の費用負担額が、前年度の収入額と比べて適切か。) ・団体の目的や活動内容にそくした提案内容か。団体が、提案事業を行っていくための、専門性や知識、体制、経験などの能力を有しているか。 等
	モデル性	[広域性、他地域への波及効果] ・市全体に及ぶような広域性を持った事業か。または地域的な活動であっても全市的に拡がる可能性を持った事業か。 ・一過性でなく、継続性が見込まれる事業であるか。 ・事業実施によって、広く地域や社会、市民、NPO等にその波及効果が期待される事業であるか。 ・共働事業終了後の事業の発展性や、継続性が期待される事業であるか。 等

< 審査採点表 >

No.		No1		No2	
課題名または自由提案					
提案事業名					
団体名					
提案事業の総事業費		円		円	
NPOの自己負担額		円		円	
項目		実数		段階	
NPO等の実施能力を判断する参考指標	団体設立年月(活動期間)				
	正会員数				
	活動の頻度				
	前年度総収入額				
	前年度総支出額				
	正味財産合計				
	総収入に占める会費・寄付の割合				
	ホームページに掲載している情報数				
	特記事項				
	(共働事業の自己負担額調達の見安等)				
審査項目	NPO等の実施能力				
	共働の必要性	課題の把握			
		共働の有効性			
		役割分担			
	事業の実現性	事業効果			
		企画力			
		実現性			
モデル性					
審査の意見等					

団体の能力を測る指標の段階表

活動期間

1	1～3年未満
2	3～5年未満
3	5～10年未満
4	10～20年未満
5	20年以上

正会員数

1	10人未満
2	10人以上30人未満
3	30人以上50人未満
4	50人以上100人未満
5	100人以上

活動の頻度

1	定期的な活動はしていない
2	年に数回
3	月に1～3日
4	週に1～3日
5	ほぼ毎日(週に4～7日)

総収入・総支出額

1	0～50万円未満
2	50～100万円未満
3	100～200万円未満
4	200～500万円未満
5	500万円以上

総収入に占める会費・寄付の割合

1	5%未満
2	5%以上10%未満
3	10%以上15%未満
4	15%以上20%未満
5	20%以上

事業報告書、決算状況、活動状況、その他の情報のうち、HPに掲載している情報数

1	HPが無い
2	HPに上記情報のうち1つ公表
3	HPに上記情報のうち2つ公表
4	HPに上記情報のうち3つ公表
5	HPに上記情報のうち4つ公表

(3) 公平性の確保と情報公開

共働相手の選定基準や選定方法、選定結果、事業の内容等を公開することで、市民に対する説明責任を果たすと共に、公平性と透明性を確保する必要があります。

同一のNPOとの共働を安易に継続すると、NPOの自主性、自発性を損なったり、相互に依存心が高まり、共働による事業の効果的な遂行を困難にしたり、特定のNPOの既得権化につながるおそれがあります。

こうした弊害を排除し、特定のNPOとの共働事業の固定化を避けるため、共働の相手を含め事業全体の評価・見直しを常に行うことも必要です。

7. 共働事業の実施

(1) 事業実施前の情報交換・協議

共働事業を成功させるためには、共働相手と事業実施前に情報交換・協議の機会を多く持ち、お互いが持っている情報や資源を出来るだけ共有し、事業実施に係る詳細な事項を予め決めておくことが大切です。

①課題・目的・成果目標の再確認

事業実施前に、事業の目的・成果目標等について、共働相手と再度協議し、再確認します。必要に応じて修正することも大切です。NPO、行政の双方が、共通の目的・成果目標をもって事業が推進できるよう、十分に意思統一を図ります。

②役割・責任分担等の明確化と、協定書・契約書の締結

事業実施前に、経費負担、役割分担、責任分担、事業期間、成果物の帰属先等について相互に確認し、必要な事項について、契約書や協定書、覚書等、書面を取り交わします。

※「共働事業提案制度」では事業毎にNPOと市で「共働協定書」（次ページにひな形を例示）を締結しています。

(2) 共働の基本原則の徹底

共働の基本原則である、①目的・目標の共有 ②相互理解 ③対等の関係 ④役割分担と責任範囲の確認 ⑤公開性・透明性 ⑥成果の振り返り・評価 を念頭に事業を進めます。

(3) 事業実施中の情報交換・協議

事業実施中においても、定期的に情報交換・協議の場を持ち、進捗状況等を確認しあいながら事業を進めていきます。事業の遅れや、課題、予測できなかった事態が発生した場合は、NPOと行政、双方で十分に協議し対応策を検討し、適切かつ早めの対応ができるようにします。お互いに連絡を密にし、随時発生する課題や問題に迅速に対応していきます。

(4) 市民への情報提供

事業をできるだけ多くの市民に知ってもらうことが、事業やNPOへの関心と理解につながります。そのため、ホームページへの掲載や、事業実施中間期での報告会や、事業実施終了後の成果報告会開催等により、事業経過や成果の情報等を市民に提供していくことが重要です。

【参考】福岡市共働事業提案制度における共働協定書（ひな形）

〇〇【※NPO等】（以下、「甲」という。）、及び福岡市（以下、「乙」という。）は、福岡市共働事業提案制度における「〇〇事業（以下、「事業」という。）」の実施に当たって、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、〇〇事業の実施に当たり、甲、及び乙が、互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって対等な関係に立ち、目的を共有し、公開のもとに、共働事業を進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（事業目的の共有）

第2条 〇〇〇〇の現状に対して、甲及び乙のノウハウや特性を活かし、甲、及び乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって事業に取り組むことにより、〇〇〇〇を実現することを目的とする。

（事業の概要）

第3条 甲、及び乙は、次の事業を実施する。

- (1) 事業名 〇〇〇〇〇事業
- (2) 事業内容 〇〇〇〇〇
- (3) 事業費 〇〇〇〇〇円（うち甲が負担する金額〇〇〇円、乙が負担する金額〇〇〇円）
- (4) 事業期間 平成 年度4月1日から平成 年3月31日まで

（実行委員会）

第4条 甲、及び乙は、第2条に掲げる目的を達するために第3条の事業を行うこととし、このために、〇〇〇事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を組織する。

2 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名（会務を総理し、実行委員会を代表する）
- (2) 副委員長 1名（委員長を補佐し、その職務を代行する）
- (3) 監事 2名（会計を監査する）

3 事業の会計については、実行委員会が行い、収支予算は、事業終了後速やかに決算を行い、実行委員会の承認を得なければならない。

4 実行委員会の事務局は〇〇〇（甲・乙どちらか）に置き、予算、決算及び経理に関する事務を行う。

（役割及び責任分担等）

第5条 甲、及び乙はそれぞれ次に掲げる役割を分担して、その役割についてそれぞれの責任で行うものとする。【※別表記載可】

事業項目	甲の役割	乙の役割
〇〇の活動	<ul style="list-style-type: none"> 1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の運営 3 〇〇の記録及び報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 1 〇〇の企画及び実施 2 〇〇の募集広報・PR

2 前項の役割分担を変更するときは、甲、乙協議の上決定する。

3 第1項に定めること以外に、事業実施中に役割が生じた場合は、甲、乙協議の上、その分担を決定する。

4 甲、又は乙はその責めに帰する理由により、事業に関し、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（事業収入及び残余金の取り扱い）

第6条 事業実施により収入が生じた場合や、残余金が発生した場合は、甲、及び乙の事業費負担割合に応じて精算する。

（事業の進め方）

第7条 甲、及び乙は、事業の実施にあたり事業終了後の目指すべき方向性について、双方で協議しながら、取り組むものとする。

2 甲、及び乙は、事業実施途中段階及び事業終了後において、事業の経過及び成果について振り返りを行い事業の自己評価を行うものとする。

3 甲、及び乙は、事業の終了後に共働事業の評価を受け、その評価結果を市民に公開するものとする。

（成果物の帰属）

第8条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、原則として甲、及び乙に帰属するものとし、必要に応じて覚書を交わすものとする。

（報告・協議）

第9条 甲、及び乙は、必要に応じて報告を行うとともに、どちらか一方の要請に応じて協議の場を設けることができる。

2 事業実施に際して問題が生じた場合には、速やかに情報共有を行い、その解決に向けて協議しなければならない。

（公開の原則）

第10条 事業に関する事項は公開を原則とし、甲、及び乙は、事業実施の経過・内容・成果について広く一般に情報公開及び情報提供をする。

（個人情報・情報資産の保護）

第11条 甲、及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取り扱いについて、関係法令及び別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守しなければならない。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定書の締結の日から第7条第3項に規定する事業終了後の評価が終了する日までとする。

（協定の解除）

第13条 甲、及び乙は、次のいずれかに該当する場合は、協定を解除することができるものとする。

- (1) 甲、及び乙が、正当な理由なく、第5条に規定された役割を果たさないとき。
- (2) 甲が、共働事業提案制度実施要綱第3条に規定されたNPO等の要件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (3) 提案の際に提出した書類に、虚偽の記載が発見されたとき。
- (4) 甲、又は乙が、本協定に違反したとき。
- (5) その他の理由により、協定の目的を達することができないと認められるとき。

（疑義事項の取扱い）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、及び乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 NPO法人〇〇〇〇

乙 福岡市長 〇〇〇〇

8. 共働事業の振り返り、評価、見直し

共働事業を実効あるものにするためには、事業の成果を客観的に評価し、評価結果を公表することが重要です。

(1) 評価の目的（何のために評価するのか）

①市民への説明責任

市民に対する説明責任を果たすことにより、共働事業の透明性を確保し、市民からの信頼や関心を高めます。

②事業の改善

共働事業の成果や課題等を整理することで、当該事業の改善や、共働事業終了後の発展的展開へ活かしていきます。

③事業成果・市民サービスの向上

共働事業の成果や課題等を明らかにすることで、共働事業による事業成果・市民サービスをより大きなものにしていきます。

④事業の慢性化・長期化の防止

共働の相手を含め事業全体の評価・見直しを常に行うことで、共働事業の慢性化・長期化を防ぎます。

⑤未来の共働事業への活用

共働事業の成果や課題、改善策等を蓄積していき、新たな共働事業への改善につなげていきます。

(2) 評価の時期（いつ評価するのか）

評価の時期は、事業開始前、事業実施中、事業終了後の3つの段階での評価が考えられます。

(3) 評価の主体（誰が評価するのか）

評価は、行政が一方的に評価するのではなく、共働の当事者である行政とNPOの双方が評価することが必要です。これによって、意識の違いなどが明らかになり、次の事業の見直しにつながります。また、事業内容によっては、第三者や市民（受益者）による評価を組み合わせることも重要です。

(4) 評価の項目（何を評価するのか）

評価項目については、それぞれの事業内容に応じ、事業毎に定める必要があります。共働の過程やプロセスのみを重要な問題としてとらえるのではなく、そもそも共働が必要になった背景にあった課題が解決に至ったのかということ振り返ることが大切です。これらの項目を評価の基本とし、それぞれの事業にふさわしい評価項目を加えて事業評価を行います。共働の当事者間で行った評価結果と、参加者から得たアンケートの結果などを比較することや、第三者評価を組み合わせることも重要です。

【参考】「共働事業提案制度」では、「共働のプロセス」、「事業の成果」、「共働事業としての事業継続の必要性（※翌年度の継続を評価するときのみ）」の3つの視点で評価しています。

●共働事業提案制度の評価基準（例）

項 目		審査に当たってのポイント
共働のプロセス		<ul style="list-style-type: none"> ・目的を共有し、相互に理解しながら、対等・自立の立場に立ち事業に取り組んだか。 ・協定書に明記した役割分担を十分に果たし、双方に十分協議しながら事業を進めたか。 ・事業の進捗状況や成果等を、広報誌やホームページ等により積極的に公開しながら、事業を進めたか。 等
事業の成果	目的・目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・設定した事業目標が達成されたか。 ・今年度の予定事業は順調に実施できたか。 ・事業費に見合う事業効果があがったか。 等
	市民の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施によって、市民の関心や評価は高まったか。 ・市民ニーズを的確に捉えた事業が実施できたか。 ・事業の効果について、受益者（事業実施の効果を受取る第三者）が満足しているか。 ・市民サービスの向上を図ることができたか。市民満足度は高まったか。 等
	共働の相乗効果	<ul style="list-style-type: none"> ・共働で取り組んだことにより、双方が単独で事業を行うよりも、事業効果が上がったか。 ・事業の認知度が上がったか。行政・提案団体のネットワークが強化されたか。 ・事業の実施にあたって、双方の役割を適切に果たし、事業の効果を高めることができたか。 ・提案団体と市のそれぞれの特性が発揮されたか。 等
共働事業としての事業継続の必要性		<ul style="list-style-type: none"> ・来年度以降の事業継続の必要性があるか。 ・継続する場合、共働事業として取り組む必要性があるか。 等

（５）評価結果の共有

事業の振り返りや評価の結果について、NPOと行政の双方で率直に話し合い、課題や改善策を共有する必要があります。その過程は、それぞれの立場や考え方の違いも再認識でき、相互理解が深まることにつながります。

（６）評価の公表・情報公開

事業の振り返りや評価の結果は、NPOと行政の双方のみで情報共有するのではなく、ホームページに掲載する等広く公表していくことも大切です。広く市民の目に触れることで、共働事業の透明性と信頼性を高めるとともに、共働事業やNPOへの理解促進にもつながることが期待できます。

（７）評価結果の活用

事業の振り返りや、評価の結果を踏まえて、次の事業展開につなげていくことが重要です。評価結果は、次の共働事業の企画や実施にフィードバックし、共働事業を実施する上での問題点が明確になった場合は、それを改善するための対策を考えていく必要があります。

【参考】「共働事業提案制度」では、事業実施の中間期と、事業終了後に、各事業の実行委員会（NPOと市担当課）で、以下の事業自己評価シートに基づき、「共働の進め方（プロセス）」と「事業の成果」について、振り返りを行っています。

福岡市共働事業提案制度 事業自己評価シート

事業名	実行委員会名	記入団体名						
1 共働の進め方（プロセス）								
評価項目	中間評価				最終評価			
①事業目的・成果目標を明確化し、共有しながら事業を進めましたか。	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	特記事項				特記事項			
協定書に明記した事業目的を、常に双方が共通理解し、その目的の達成のために事業を進めた。 < 目的の共有 >								
②お互いの特性や立場の違いを理解し尊重しながら、対等な立場で事業を進めましたか。	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	特記事項				特記事項			
NPOと行政が企画・実施段階において、それぞれの特性や立場を理解し尊重しながら、事業を進めた。 お互いが対等な立場で、専門性を活かし、主体的に事業を進めた。 < 相互理解・対等・自立 >								
③双方の役割分担を十分に果たしましたか。	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
協定書に明記した役割分担に基づき、それぞれが責任を持って事業に取り組み、適切な対応を行った。 < 役割分担 >								
④事業の報告や、意見交換・情報交換を行い、双方が進捗状況を確認し、意思疎通を図りましたか。	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
事業の報告など、双方の話し合い機会を適宜設け、事業の進捗状況の確認や情報交換を行った。 打ち合わせや協議事項について、記録に残して共有した。 < 進行管理・情報共有 >								
⑤課題の発生や、利用者からの苦情等に、適切に対応できましたか。	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない	そう思う	概ねそう思う	思わない	どちらでもない
着眼点	評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点				評価の理由・特に力を入れた点・工夫した点			
事業を進める上で、課題が生じた際に、必要に応じ協議の上で、事業の進め方の軌道修正や手段の見直しを行った。 双方の連絡調整が円滑に行える体制をとり、トラブルの発生にすばやく対応できた。 < 事業の見直し・苦情対応 >								

※各評価項目について、着眼点を参考のうえ、該当する評価段階に○印を付けてください。

2 事業の成果		中間評価	最終評価
目的・目標の達成度	①目的の到達度（事業の目的にどの程度近づいたか？ 事業の目的達成にどの程度貢献したか？）※ 複数年の達成度		
	②今年度の目標達成度（今年度予定事業は順調に実施できたか？今年度の目標は達成できたか？）※ 今年度の達成度		
市民の満足度	③市民の満足度（事業によって市民の関心や評価が高まったか？） ※なるべく具体的事例を記載		
共働の相乗効果（具体的事例・指標）	④共働の成果（共働で取り組んだことにより事業効果が上がった具体例） ※なるべく具体的事例・数値を記載		
	⑤事業の認知度（行政の広報力やNPOのネットワークを活用し、事業の周知が進み認知度が上がった具体例）		
	⑥行政内のネットワークの強化（共働事業をきっかけに行政内部でも共働が進み、事業がさらに推進された具体例） NPOへの協力体制の充実（共働事業をきっかけにNPOに対する協力者が増え、事業がさらに推進された具体例）		
事業の継続性	⑦事業継続の必要性（来年度以降も事業を継続する必要があるか？ 事業の実手法は共働か？委託？補助金？）		

第4章. さまざまな共働の形態

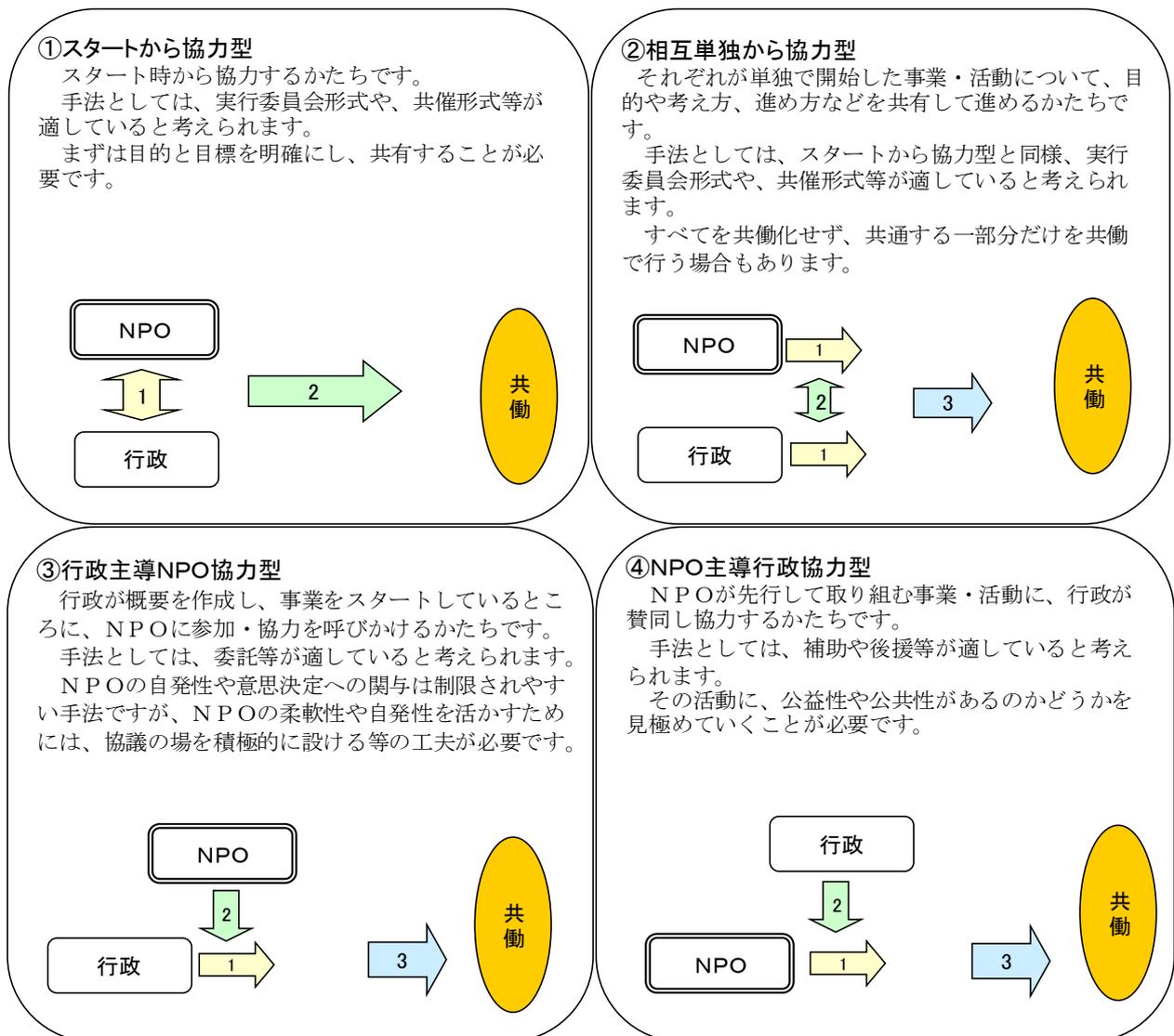
第3章で述べてきた「共働事業提案制度」による共働事業以外にも、共働にはさまざまな形態や手法があります。

第4章では、多様な共働の形態について、その意義や手法、留意点について説明します。

1. 共働にいたる経緯

NPOと行政が共働にいたる経緯には、おおむね次の4つの類型が考えられます。

下の図は、NPOと行政がどうやって共働へ結びついていくのか、そのプロセスを示しています。

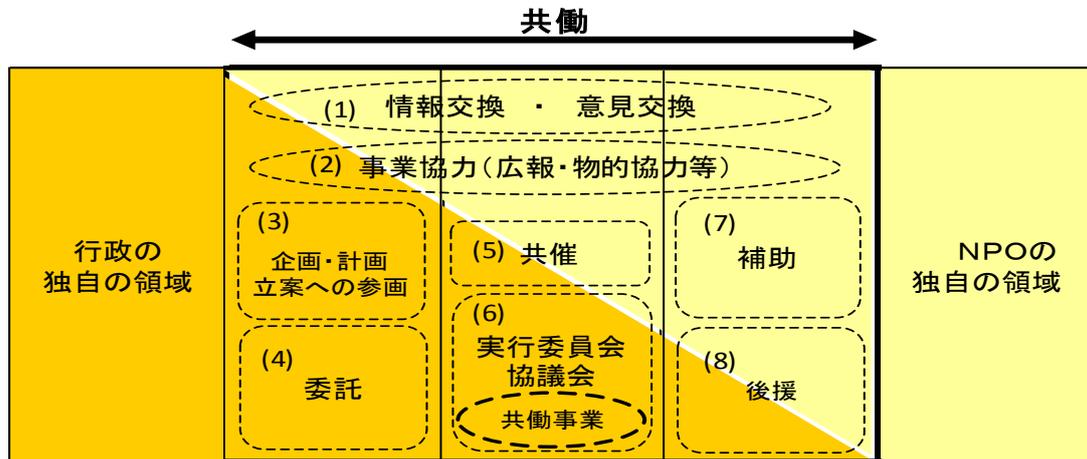


2. 共働形態の選択

共働には様々な形態があり、事業目的や内容によって、最も効率的で効果的な形態を選択する必要があります。また、事業によっては、複数のパートナーと異なった形態で取り組む場合もあります。

代表的な共働の形態の例には、次のようなものがあります。

それぞれの形態に応じた効果や留意点について、次の項目で説明します。



※NPOを対象とした補助や事業協力等の福岡市の情報を市ホームページに掲載しています。

◆NPO・ボランティア団体が利用できる福岡市の支援メニュー



※その他一般的な募集・提案公募などの情報はこちらをご覧ください。(NPOが対象に含まれない事業もあります。)

◆福岡市の募集・公募・寄付の情報



(1) 情報交換・意見交換

①情報交換・意見交換とは

NPOと行政の双方が持っている情報や意見を提供し、活用し合う方法です。共働を進める場合には、情報交換・意見交換は、共働を円滑に進める第一歩と言えます。

一般的な情報交換・意見交換の場の設定のほか、フォーラムやワークショップ等があります。

②効果・メリット

●異なる立場からの発想による事業のヒント

・お互いに異なる立場からの発想に触れることで、事業検討や見直しのヒントを得ることができます。

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

- ・双方が持っている情報を有効活用することにより、事業の質をより高いものにすることができます。またNPOと行政、それぞれのネットワークを相互に活用することができます。

●地域課題や市民ニーズの把握

- ・NPOと情報交換することで、地域や生活の現場からの地域課題や市民ニーズを把握することが可能になり、事業のアイデアを得る機会となります。

●市職員の意識改革

- ・生活現場に密着したNPOの意見を直接聞くことで、市職員の意識改革が期待できます。

③留意点

●分かりやすい情報の提供

- ・議論が必要な課題や事業に関する資料や情報を、積極的にかつ分かりやすく提供することで多様な意見を聞くことができます。

●個人情報の取り扱い

- ・守秘義務に違反しないよう、個人情報の取り扱いには注意しましょう。

●対等な関係での意見交換

- ・NPOの特性や行政の仕組みなど、お互いの立場を理解・尊重し、対等な関係で意見交換を行います。

●意見・情報交換等による関係づくり

- ・日常的にコミュニケーションを持っておくほか、定期的に意見交換や情報交換の場を設けることにより、関係づくりを行っていくことも大切です。

●課題解決に向けた前向きな意見交換

- ・NPOは行政への一方的な批判や要望を行うだけでなく、課題解決に向けて建設的な意見を述べましょう。また行政は、共働できない理由を探すのではなく、どうしたら課題を解決できるのかを考え、前向きな意見交換を行いましょう。

(2) 事業協力

①事業協力とは

行政とNPO等との間で、目標と役割分担を決め、実行委員会や協議会などの形態よりも比較的ゆるやかな関係において、お互いのノウハウや資源を出し合い事業を行うことです。

事業協力には様々な形態があります。行政とNPOの双方が共通目的のもと役割分担をして実施するケースもあれば、行政がNPOの活動を後方支援するケースもあります。行政側が実施する事業をNPO側が独自に協力・補完する活動を行うケースもあります。

(例)・広報掲載等による情報発信支援

- ・公共施設を利用して事業を実施する際の使用料減免
- ・行政が所有する物品や機材の貸し出しや場所の提供
- ・NPO主催事業への参加

②効果・メリット

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

- ・双方が持っている特性や資源を有効活用することにより、NPOと行政がそれぞれ単独で実施するよりも、効果的・効率的に事業を実施することができます。

(3) 企画・計画立案への参画

①企画・計画立案への参画とは

行政が事業を企画立案する段階で、NPOからの意見や提案を受け、施策に反映させていく形態です。

例えば、施策や、事業を企画立案するにあたり、各種審議会や委員会等に継続的にNPOの関係者の参画を求める方法、NPOから意見を聞くことでその意見を反映させる方法、またNPOから事業実施方法等について事前に提案を受ける方法等があります。

②効果・メリット

●市民参画の促進

- ・委員会等の委員としてNPOが参加したり、NPOから事業提案等を受けることにより、行政の施策形成への市民参画を促進することができます。

●市民ニーズへの対応

- ・事業計画の策定や事業の実施にあたり、最前線で活躍するNPOの意見や提案を取り入れることにより、市民ニーズへの的確な対応が可能となります。
- ・当事者の身近にいるNPOが参画することで、当事者のニーズを生かした施策立案を実現できます。

●新たな課題の発掘と、行政サービスの質の向上

- ・NPOの先駆的な意見や、地域の実情を反映した提案が活かされるので、新たな行政課題や行政が見落としがちな課題の発掘につながり、行政サービスの質を向上することができます。

●創造的・先駆的な提案

- ・多様なNPOが参画することにより、行政にはない発想や創造的で先駆的な意見や提案が出されることが期待できます。

③留意点

●透明性の確保と情報公開

- ・透明性の確保のため、委員会等を設置した場合は、設置要綱や委員名簿の公開、会議の公開、会議日程の周知、会議録の公開等、情報公開を進めることが必要です。

●効果的な企画提案

- ・NPOは、行政側の仕組みを十分に理解し、部局・事業内容に応じて、適切なタイミングで企画提案を行うことが重要です。

●情報の共有化と公開

- ・行政は、どのようなプロセスで政策決定していくのか、また、どのような段階で意見が反映されていくのか等、事前に示しておく必要があります。

●意見の聴取と施策反映への検討

- ・行政は、行政に対し批判的な意見も含め、多様なNPOの発言、提案を受け止め、まず意見を聞くという姿勢を基本としましょう。意見・提案は真摯に受け止め、施策等に反映できるかどうか検討します。行政にとって都合のいい意見を導くのではなく、自由に意見が述べられるような会議運営に配慮する必要があります。

(4) 委託

①委託とは

本来行政が行うべき事業について、行政にはない優れた特性を持つ他の主体に契約をもって委ねる方法です。また、委託の場合の主体はあくまでも行政であり、事業についての最終的な責任も成果も委託者である行政に帰属します。

②効果・メリット

●市民ニーズに対応した公共サービスの提供

・これまで行政が自ら行ってきた領域に、NPOの特性や能力を取り入れることで、より市民ニーズに合った公共サービスを提供できるようになります。

●NPOの信用度の向上

・NPOにとっては、実務経験やノウハウの蓄積、信用度の向上等を図ることが期待できます。

③留意点

●契約手続きは企業と同じ

・NPOへの事業委託であっても、契約の手続き等は、企業との委託契約と同じです。

●再委託の禁止や個人情報の保護

・契約にあたっては、一括して委託業務を他の者に請け負わせてはならないこと（「再委託の禁止」）や、個人情報の保護などの観点から受託者に一定の「守秘義務」が発生する場合もあるので、契約書にもその旨を明記する必要があります。

●第三者への損害

・第三者への損害などトラブルが発生した場合の対処についても、契約書上明確にしておくことが重要です。

●著作権・意匠権

・著作権・意匠権等の権利が発生する場合は、その帰属を契約書に明記します。原則として、委託者である行政に帰属します。

●成果品に対する責任

・委託の責任や成果の帰属は委託者である行政にある一方、受託者であるNPOにも成果品に対する一定の責任があります。

●情報提供・情報交換

・必要な場合には情報提供や情報交換を行うなど、双方の理解・合意のもとに事業が円滑に執行できるよう努める必要があります。

●仕様書も契約の一部

・仕様書は委託する事業の内容を具体的に記載した文書であり、契約の一部をなすものです。仕様書の内容を勝手に変更して実施することはできません。仕様書どおりに事業が実施されない場合は契約違反になります。

●主体は行政

・委託事業の実施に関し、意見が食い違った場合、十分な調整を行うべきですが、最終的な責任は行政にあるので、受託者であるNPOは行政の最終判断に従う必要があります。

●効率性、有効性

・NPOは、税金を使うことに伴う責任を自覚し、事業実施にあたっては、効率性、有効性の向上に努める必要があります。

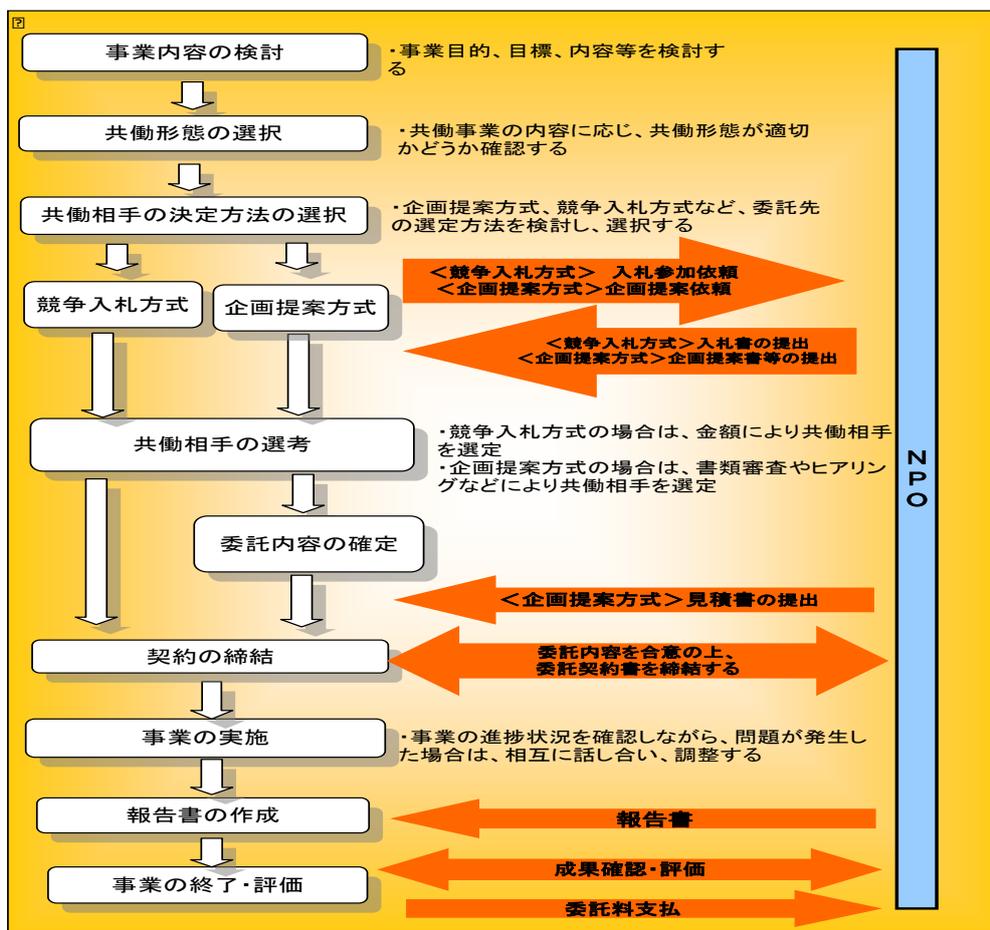
●NPOへの十分な説明

- ・委託ということに慣れていないNPOも多いので、行政は、説明会など様々な機会をとらえ、委託事業の性格や義務、役割分担などについて十分説明することが求められます。また、補助と委託の相違などについても理解してもらうことが重要です。

●必要経費の積算

- ・行政は、予算の積算にあたっては、企業に委託する場合と同様、適切な人件費単価による積算や間接費の設定等、事業に必要な経費は全て適正に積算する必要があります。

④フローチャート（例）



◆契約の締結方法

行政の事業は、公益を目的としており、市民の厳粛な信託により実施しているものであり、税金で賄われていることから、

- ① 公正性：公平・公正な対応，機会均等を図ること
- ② 経済性：最小のコストで最大の効果をあげること，競争性を高めること
- ③ 確実性：途中で投げ出されてしまうことがないこと（履行の確保）が求められます。

こうした要件を担保する仕組みとして、地方自治法、地方自治法施行令は、「入札参加資格審査」の制度を設けるとともに、「一般競争入札」を行政が行う契約方法の原則に位置づけています。なお「一般競争入札」によらない契約方式には「指名競争入札」「随意契約」がありますが、この方法は地方自治法施行令で規定する特定の要件に該当する場合にのみ行うことができます。

◆契約の名義人について

契約の名義人は法人の場合は当該法人名義に、法人格のない任意団体の場合は、その代表者たる個人の名義となります。

(5) 共催

①共催とは

NPOと行政等が共に主催者となって、お互いに主催者としての責任を負担し、一つの事業を行う方法です。

②効果・メリット

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

・お互いの知識、経験、能力や人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、単独で実施するよりも大きな効果が期待できます。

●NPOと行政のパートナーシップの構築

・事業の企画段階から、各主体の意見を出し合いながら実施することで、適切なパートナーシップを築くことができます。
・NPOと行政の協力関係が促進されます。

③留意点

●早い段階からの目的・情報の共有

・事業の検討段階から、事業目的の明確化と情報の共有化を図り、事業内容について十分な協議を行うことが大切です。

●役割分担と責任の所在等の確認

・行政とNPOがお互いに責任を負いあう方法であるため、役割分担、経費分担、責任の所在等を、早い段階で、確認しておく必要があります。NPO、行政、それぞれが主催者であるため、NPO側にも主催者としての責任が求められます。

●リスク管理

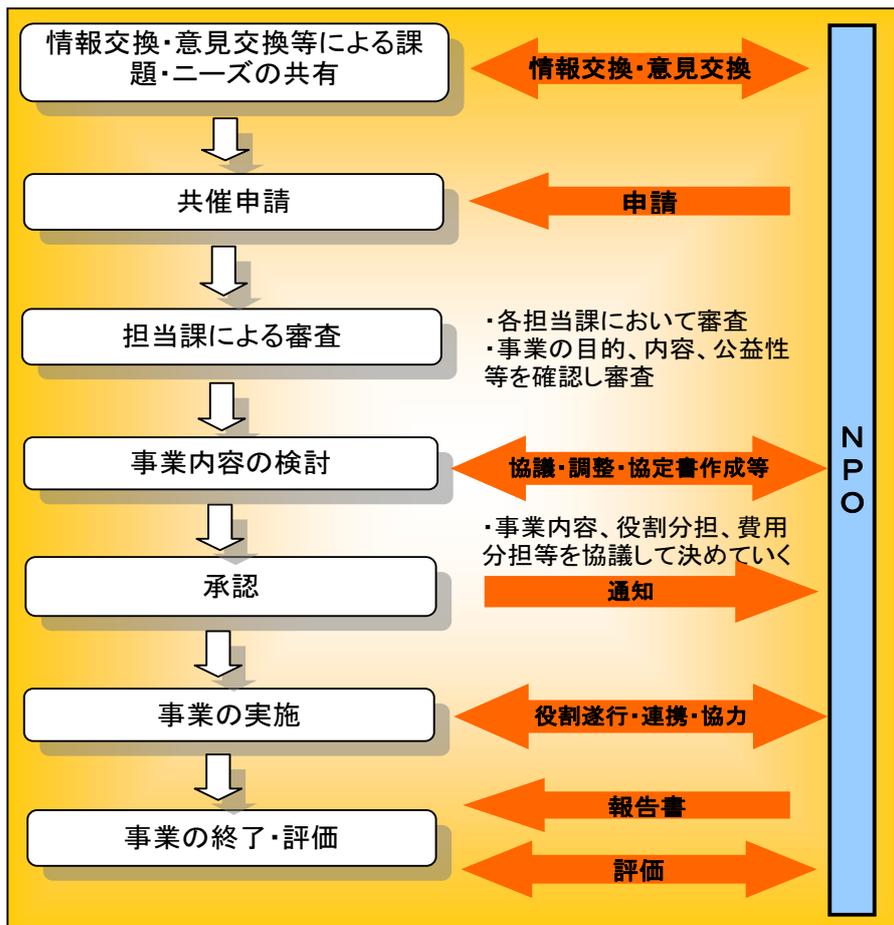
・イベント等における事故防止策、事故発生時の対処方法・補償方法等について、確認しておく必要があります。

●進捗状況の確認

・事業実施中においても、適宜、お互いに協議する場を設け、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議する必要があります。

④フローチャート（例）

NPOからの申請により、共催する場合



(6) 実行委員会・協議会

①実行委員会・協議会とは

実行委員会・協議会とは、NPOと行政等で構成された「実行委員会」や「協議会」という新しい組織を立ち上げ、実行委員会や協議会が主催者となり事業を行う方法です。

実行委員会として実施している事業としては、「福岡市共働事業提案制度」での採択事業があります。

「福岡市共働事業提案制度」について、詳しくは17ページをご覧ください。

②効果・メリット

●双方の特性・資源の活用による相乗効果

・共催と同様に、お互いの知識、経験、能力や人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、単独で実施するよりも、効率的、効果的な事業効果と事業展開が期待できます。

●NPOと行政のパートナーシップの構築

- ・事業の企画段階から、各主体の意見を出し合いながら実施することで、適切なパートナーシップを築くことができます。
- ・NPOと行政の協力関係が促進されます。また、構成メンバー間で、交流や連携が促進され、新たなネットワークの構築が期待できます。

③留意点

●早い段階からの目的・情報の共有

- ・事業の検討段階から、事業目的の明確化と情報の共有化を図り、事業内容について十分な協議を行うことが大切です。

●事務局の選定・協議

- ・事業の核となる団体を事務局とし、多様な主体が参加する組織構成にするなどの工夫が必要です。
- ・行政が主導で組織した実行委員会等であっても、事務局はNPOが担う等、市民主体の運営を心がけることが大切です。

●役割分担と責任の所在等の確認

- ・行政とNPOがお互いに責任を負いあう方法であるため、役割分担、経費分担、責任の所在等を早い段階で確認し、必要に応じ協定書の締結や、実行委員会規約の作成などにより、明確にしておくことが大切です。NPOと行政等が主催者である実行委員会の構成主体となるため、NPO側にも責任が求められます。

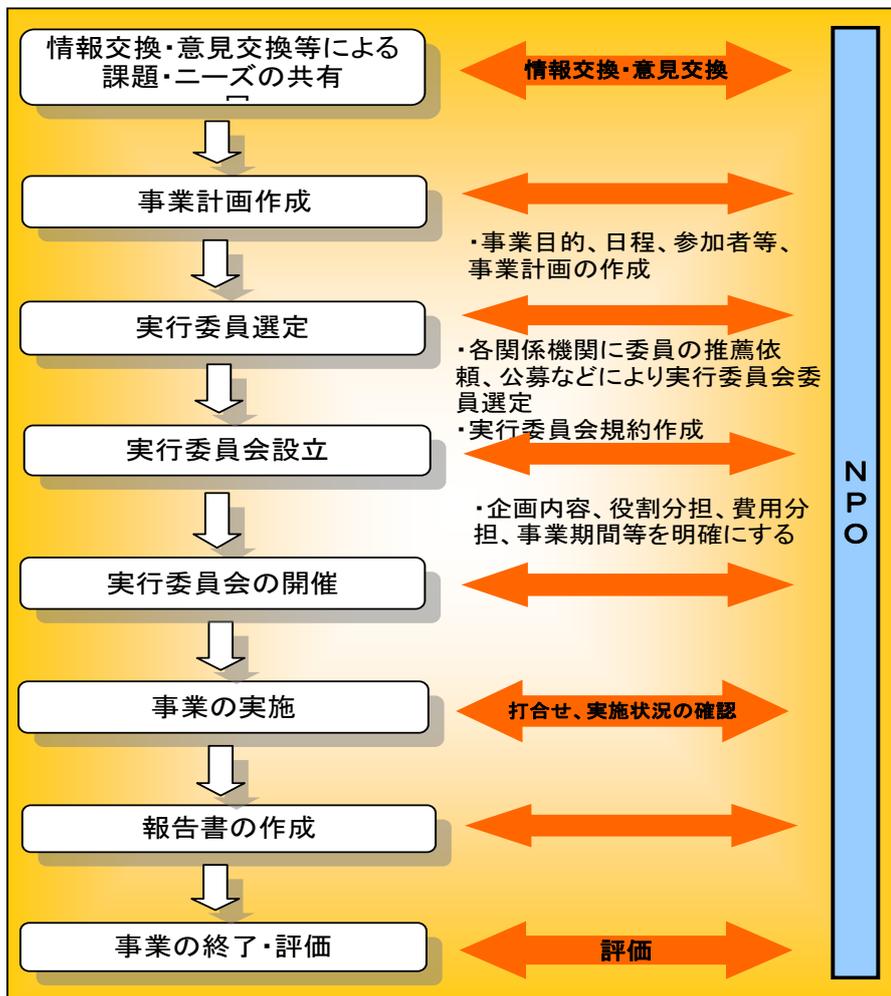
●リスク管理

- ・イベント等における事故防止策、事故発生時の対処方法・補償方法等について、確認しておくことが必要です。

●進捗状況の確認

- ・事業実施中においても、適宜、お互いに協議する場を設け、進捗状況を確認し、実施に伴う課題を十分協議することが必要です。

④フローチャート（例）



(7) 補助

①補助とは

NPOが主体的に行う公益性の高い事業について、行政が目的を共有し、資金的支援を行う方法です。

事業の実施主体は、補助を受けるNPOで、事業の実施責任や成果の帰属は、補助を受けたNPO側にあります。

なお、補助金を交付する場合には、福岡市補助金交付規則によるほか、要綱等で、それぞれの補助金の目的や対象となる事業、交付対象者等を定める必要があります。

②効果・メリット

●市民サービスの向上

- ・NPOは、市民ニーズに柔軟に対応することができるため、行政が取り組みにくい、行政が把握しきれていない、新たな課題や先駆的な事業を支援することで、多様化する市民サービスへの対応が可能となります。

●NPO活動の活性化

- ・補助は事業の実施主体がNPO側にあるため、NPOが主体的に事業を実施できます。また、NPOの自己資金だけでは実現が難しい事業を実施できることにより、活動の幅や可能性が広がり、NPOの今後の活動の展開につなげることが期待できます。

●NPOの組織力の向上

- ・補助事業を実施することにより、事業に関する積極的な情報公開、適正な資金管理、事務処理能力の向上などにつながります。

●NPOの信用力の向上

- ・市の補助事業の実績によって、市民や地域からの信用力が高まることが期待されます。

③留意点

●実施主体はNPO

- ・補助事業の実施主体はNPOであり、事業の成果はNPOに帰属するとともに、実施責任はNPOが負います。

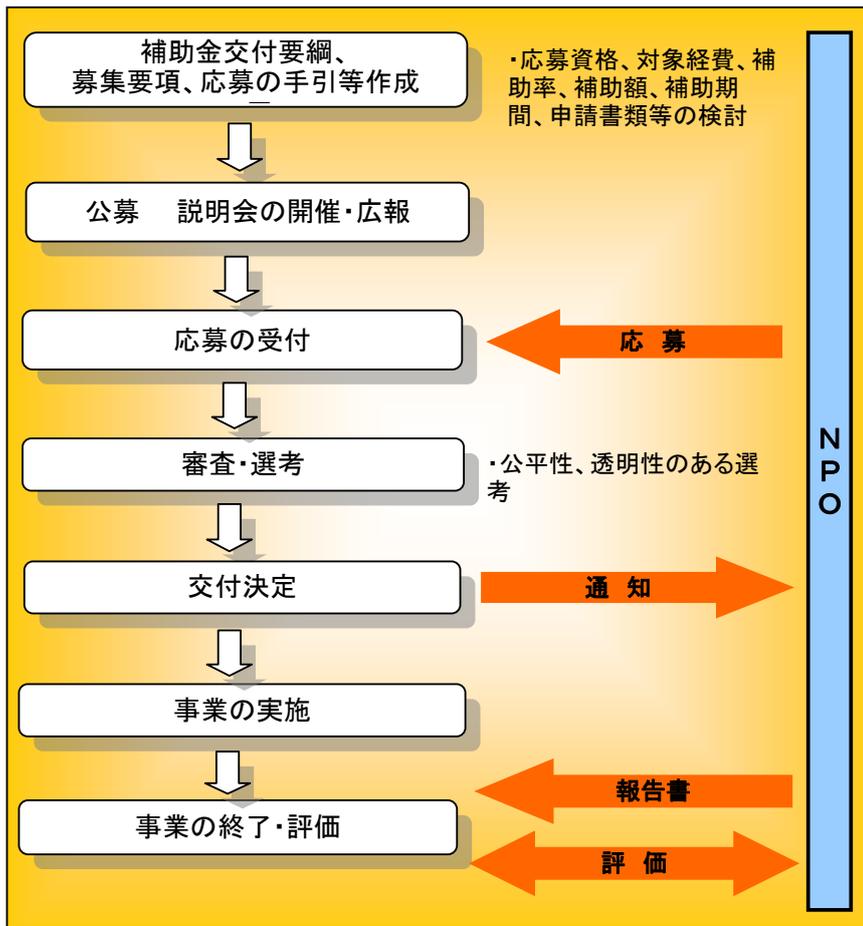
●市民に対する説明責任

- ・補助事業は、審査選考過程から事業評価まで、一定のプロセスを経て最終的に税金を使ってどのように社会や地域に還元されたのかを、市民に説明する責任があります。例えば、公開プレゼンテーションの導入によって、妥当性と透明性を確保したり、補助金が有効に使われたかどうか成果報告会等を公開で実施することも重要です。

●補助金の財源は税金

- ・補助金の財源は税金であるため、NPOは、公正かつ効率的に使用しなければならないという責任があります。また、規則、要綱等、補助金の交付目的や一定のルールに従って補助事業を行わなければなりません。例えば、支出には一定のルールに基づいた手続きが必要になりますし、また、使途が明確でなければならない等の制限があります。この他にも、補助金を他の用途に使用した場合、交付決定の取消、返還等が生じる可能性があります。

④フローチャート（例）

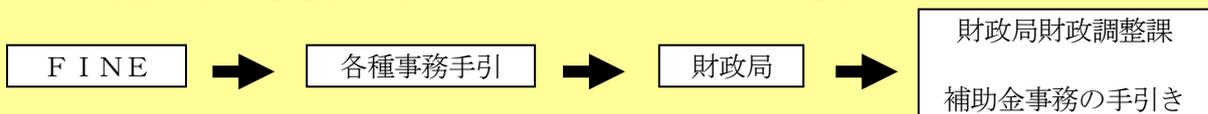


◆各事業担当課が補助金を交付するときは「補助金事務の手引き」を活用しましょう。

「補助金事務の手引き」（発行：財政局財政調整課）には、補助金交付決定や完了確認といった補助金交付における事務処理を中心に、確認・審査すべき事項やその際の視点などが解説されています。

実際に補助金交付事務を行う際は、この手引きを活用し適正な事務処理を心がけましょう。

「補助金事務の手引き」は福岡市全庁OAシステムで検索できます。



※福岡市全庁OAシステムとは、福岡市役所内部のネットワークシステムです。

(8) 後援

①後援とは

NPOが行う公共性の高い事業について、行政にとってもその実施が行政の目的と合致する場合に、「〇〇市」等行政の後援名義の使用を認めて、事業を支援する方法です。

具体的な手続きとしては、NPOからの申請に基づき、各事業担当課において、公益性や行政施策との一致などを判断した上で後援の承認を行います。

②効果・メリット

●NPOの信用度の向上

- ・行政が後援することで、後援事業の社会的信用度が増し、市民の理解と参加が促進され、事業の成果が向上することが期待されます。

③留意点

●各事業担当課で申請受付

- ・後援名義の使用を承認するかしないかについては、その事業内容に応じて各事業担当課で判断することを原則とします。

●事業に対する後援

- ・個々の事業に対する後援であって、実施する団体に対するものではないので、事業毎に判断する必要があります。行政が後援する場合、その事業が行政施策上、後援する必要があると認められた場合に後援を承認するため、申請のあった全ての事業が承認されるとは限りません。

●責任の所在

- ・事業の実施主体はNPOであり、事業に関して発生した事案の責任はNPOが負うこととなります。後援は原則、行政の名義使用を求めるものであり、事業の実施に付随する問題に対して、市は一切の責任を負いません。また、市は、事業に関する費用その他の負担を負いません。

●事業報告書の提出

- ・後援の承認を受けた事業の主催者であるNPOは、事業終了後、事業報告を行うなど、行政の名義後援で事業を実施したことによる一定の責任があることを認識しておく必要があります。

●公平性・透明性の確保

- ・公平性や透明性が担保される基準や手続きが必要です。行政は、後援に関する基準や、申請に必要な書類、事業実施後に提出すべき書類等について、あらかじめ作成し、公表しておくことが望ましいでしょう。また、申請する期限（例えば、事業実施の2ヶ月前まで等）がある場合は、事前に明らかにしておきます。
- ・申請に対してはできるだけ速やかに回答し、承認できない場合は、理由を付して文書で通知しましょう。

●NPOの活動状況の把握

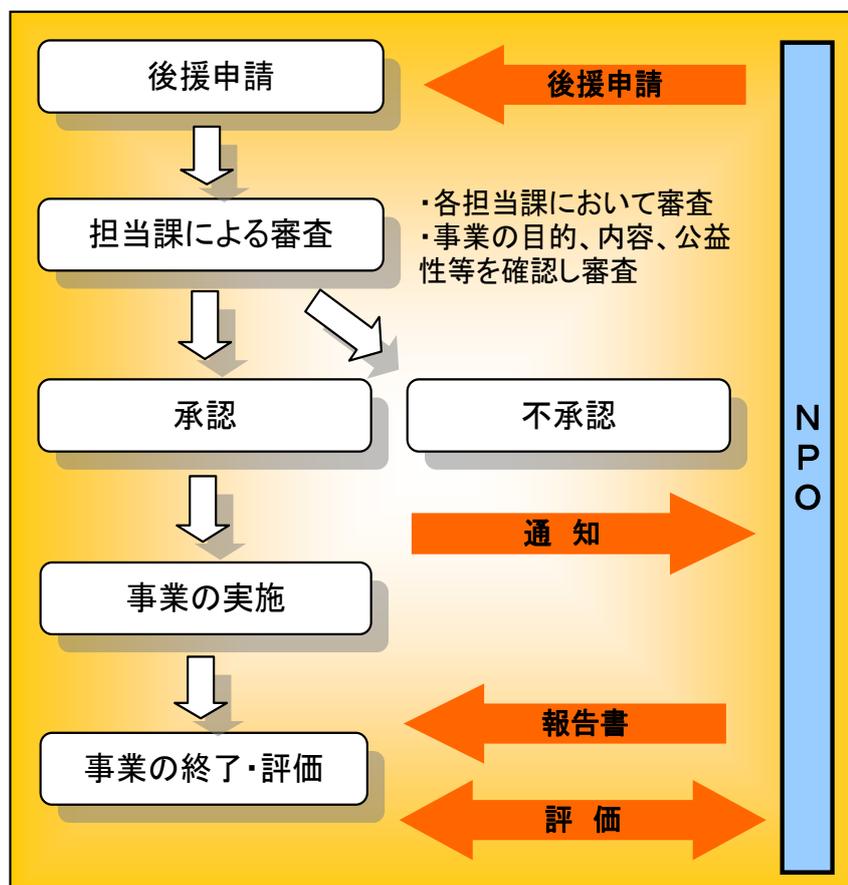
- ・後援内容に係る行政の各主管課は、後援名義の基準に基づき、NPOの活動状況の把握を行いましょう。

●申請事業の内容の確認

- ・後援内容に係る行政の各主管課は、事業内容が行政施策方針と合致している等、事業毎に適正に公益性を判断しましょう。「過去に後援名義の使用承認をしたことがない」「他

の団体との関係で一つの団体に後援できない」等の理由により申請を断るのではなく、申請事業の内容により、後援の可否を適正に判断することが重要です。

④フローチャート（例）



後援名義事業報告書(例)

年 月 日

福岡市長様

住所

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付市市第 号で後援名義使用の承認を受けた事業が終了したので下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
主催者名 (代表者名)	
開催期間	
開催場所	
事業概要	
対象及び 参加人数	
料金徴収の有無	有 円 無
連絡先	住所 〒 氏名 TEL FAX e-mail

【添付資料】(1) 決算書の写し

(2) その他、事業の実施状況を示す資料(チラシ、実績報告書、新聞記事など)の写し

※申請者から同様の内容が記載された書類が提出された場合は、代用できるものであること。

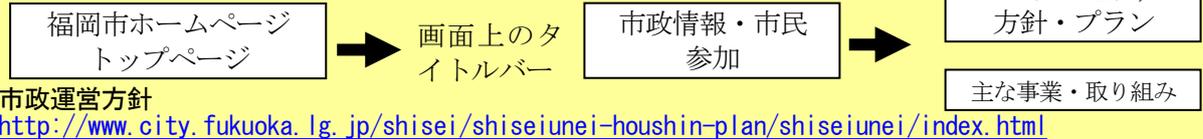
●福岡市のNPO法人検索

◆福岡市のNPO法人検索



●福岡市基本計画や各種指針、市政運営方針等

◆福岡市基本計画 各種計画・指針



*各種計画・指針

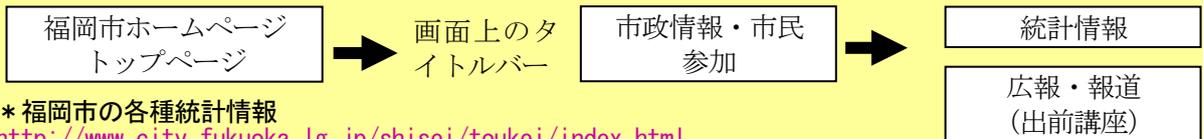
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/shiseiunei-houshin-plan/keikaku-shishin/index.html>

*主な事業・取り組み

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/jigyou-torikumi/index.html>

●福岡市各種統計

◆各種統計情報



*福岡市の各種統計情報

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/toukei/index.html>

*出前講座（市の職員が地域に伺い、市の取り組み等を説明する「出前講座」を行っております。）

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/demaekouza/index.html>

●福岡市組織一覧

◆福岡市の組織一覧



福岡市の「組織一覧」から、各局各課の担当の電話番号、業務内容を確認することができます。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soshiki/index.html>

●NPOを対象とした補助や事業協力等の情報

◆NPO・ボランティア団体が利用できる福岡市の支援メニュー



※その他一般的な募集・提案公募などの情報（NPOが対象に含まれない事業もあります。）

◆福岡市の募集・公募・寄付の情報



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shiminsanka/bosyuu-koubo/index.html>

NPOと行政の共働マニュアル

【編集・発行】

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

住 所 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階

電 話 092-711-4283・4927

FAX 092-733-5768

Eメール koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

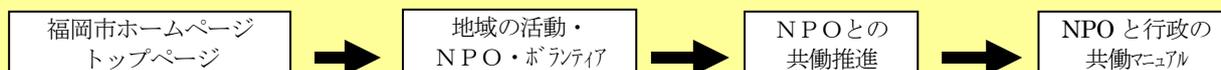


◆NPOへの支援、あすみん、共働事業提案制度について：電話：092-711-4283

◆NPO法人の認証・認定について：電話 092-711-4927

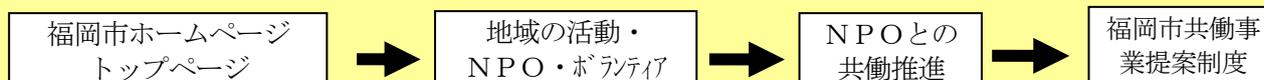
※「NPOと行政の共働マニュアル」は市ホームページからダウンロードできます。

◆NPOと行政の共働マニュアル



※福岡市共働事業提案制度についてはこちら

◆福岡市共働事業提案制度



<http://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/koeki/life/kyoudou/teianneido.html>

改訂：平成26年4月